

中国独禁法における 合併規制の動向（2・完）

——中日の比較——

王

銳

目次

はじめに

第一章 中日企業結合規制の現状

第一節 中国の企業結合規制の現状

第二節 日本の企業結合規制の現状

第二章 中国の企業結合ガイドラインと企業結合規制

第一節 関連市場の画定

第二節 市場支配的地位

第三節 市場競争への影響

第四節 国家安全審査

第五節 問題解消措置

第三章 日本の企業結合ガイドライン

第一節 一定の取引分野

第二節 単独行動による競争の実質的制限

第三節 協調的行動による競争の実質的制限

第四節 問題解消措置

第五節 小括（以上 44巻2号）

第四章 日本審決例の紹介

第一節 審決例の紹介

第二節 小括

第五章 中国企業結合審決例の紹介

第一節 企業結合審決例の紹介

第二節 小括

第六章 中国への示唆

第一節 中国の企業結合ガイドラインの問題

第二節 問題解消措置の問題

第三節 審査結果の公表

おわり

図式および法規定資料

参考文献目次 (以上 本号)

第四章 日本審決例の紹介

本章では、日本での企業結合事例を検討する。

第一節 審決例の紹介

一. 株式会社東京証券取引所グループと株式会社大阪証券取引所の統合
計画に関する審査結果⁽³⁶⁾

1. <事実の概要>

株式会社東京証券取引所グループ（以下「X」という）は、株式会社大阪証券取引所（以下「Y」という）の株式を取得し、議決権の過半数を取得することを計画していることで、2012年1月4日に独占禁止法第10条2項に基づき、合併に関する計画の届出審査を行った。公正取引委員会（以下「公取委」という）は、届出受理後、本件合併の独占禁止法上の問題点とそれに対する問題解消措置の検討を行い、同年6月26日に当事会社の問題解消措置に係る変更報告書の提出を受け、7月5日に排除措置命令を行わない旨の通知を行った。

Xは、株式会社東京証券取引所、東京証券取引所自主規制法人、株式会社日本証券クリアリング機構等を子会社として擁する持株会社である。

(36) 公取委平成24年7月5日通知。

中国独禁法における合併規制の動向（2・完）

このうち、市場運営会社である株式会社東京証券取引所の事業活動が、もう一方の当事会社であるYの事業活動と競合している可能性があった。

上場関連業務⁽³⁷⁾について、公取委は、上場関連市場の商品分野について、現物商品（株式の上場関連業務のみ）と新興市場およびA市場（XおよびYの市場第1部および第2部）のそれぞれの役務範囲の構成による、対象役務範囲とした。地理的分野については、日本企業がアジアの取引所に上場するには、多額の費用を必要とし、現地の法制度や開示規制等から、「日本市場」だけに画定された。

本件合併による市場構造の変化について、A市場では、過去5年分の上場件数で、合併後Xの合計市場シェアは約85%で第1位になり、HH指数は約7000、その増分は約350であった。時価総額でみると、合併後の合計市場シェアは約70%・第1位で、HHI指数は約5200、増分は約2200であった。新興市場において、過去5年分の上場件数をみると、合併後、合計市場シェアは約95%・第1位、HHI指数は約9100、増分は3700であった。いずれも水平型企业結合のセーフ・ハーバーに該当しない。

一方、XとYの従来競争状況に関しては、A市場において、問題とされなかったが、新興市場では、XのA市場への上場替えを希望する会社はJASDAQへ上場することが多数存在するなど、両新興市場の特徴が大きく異なることはなく、両市場を代替的と考えて一方への上場を選択した会社が存在する。また、XとYは相互に競争事業者で意識して営業活動を行っていることから、XとYは直接的に競合しないとはいえないとされた。

また、需要者からの競争圧力の問題について、公取委は、会社の上場目的が社会的知名度および信用力の向上、優秀な人材確保等、資金調達

(37) 上場関連業務とは、上場申請を受け、株式等の現物商品の上場適格性を審査し、それを継続的に管理・監督する業務である。

に限定されないことから非上場化は、選択肢とならないこと、間接金融や社債発行とでは資金調達の本質が大きく異なるとともに間接金融等では前記の諸目的は達成されないことから、需要者からの競争圧力が働いているとは認められないと判断した。

さらに、企業結合ガイドラインは、効率性について、固有性や現実可能性および需要者の厚生が増大可能性という観点から判断する。公取委は、当事社がシステムの集約やシステムコスト削減の時期等は未定としており、効率性というメカニズムについて説明不十分とし、独占に近い状態となることから効率性の実現によってもコスト削減などの競争的な行動は期待できないことから、当該合併は、効率性の向上を考慮することができないと判断した。

現物商品の売買関連業務については、一定の取引分野は、当事社の業務内容を基に、株式の売買関連業務が検討対象とされ、地理的範囲が「日本全国」とされた。

本件合併の市場構造の変化について、合併後の合計市場シェアは約95%で、第1位、HHI指数は約9300、その増分は約1000となり、水平型企業結合のセーフ・ハーバー基準に該当しない。だが、従来の競争状況、競争事業者の状況および需要者からの競争圧力の要素から分析した結果で、現物商品の売買関連業務は、問題にならなかった。

デリバティブ取引の売買関連業務について、市場構造の変化をみると、合併後、株式取引では、XとYの合計市場シェアは約70%で第1位、HHI指数は約5300、その増分は約2200であり、水平型企業結合のセーフ・ハーバーに該当しなかった。そして、オプション取引では、両社の合計市場シェアは約95%以上で第1位、HHI指数は約9600であったが、その増分は100以下であり、セーフ・ハーバーに該当した。したがって、公取委は、「日本株に関する株価指数先物取引の売買関連業務」（以下「株価取引」という）を検討の対象とした。そして、需要者の構成および国内投資家向けの海外取引所での利用可能性から、地理的市場は「世

界市場」と画定された。

当事会社間の従来の競争状況に関して、公取委は、両社の先物取引は代替性を有し、競争が存在することから、当事会社間の株価取引に関して競争関係にあるとした。公取委は、本件合併によって、XがYに対して積極的に行ってきた競争が失われ、新商品開発意欲の減少する可能性から、競争を実質的に制限することとなると判断した。

2. <審査結果>

審査では、「新興市場における上場関連業務」、「株式の売買関連業務」および「株価取引」に係る問題解消措置を前提とすれば、本件合併が一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断した。問題解消措置は、次の通りである。

- (1) 上場関連手数料の設定、廃止、変更について、外部の有識者からなる諮問委員会の承認のない限り取締役会で決議できないこと
- (2) 日本における株式の現物取引にかかる清算業務を一手に引き受けている株式会社日本証券クリアリング機構が、合併後も競争事業者における株式売買の清算業務の引受けを、実質的に差別的でなく、かつ、競争上不利にならない条件で行うこと
- (3) 当事会社は、NYSE Liffe への TOPIX 先物取引のライセンスの変更、ライセンス料の引き下げ、TOPIX 以外の指数ライセンスの供与を提供すること

二. 新日本製鐵株式会社と住友金属工業株式会社の合併計画に関する審査結果⁽³⁸⁾

1. <事実の概要>

新日本製鐵株式会社（以下「X」という）と住友金属工業株式会社

(38) 公取委平成23年12月14日通知。

(以下「Y」という)の両当事会社は、合併することを計画しているものであり、平成23年5月31日に独占禁止法第15条に基づき合併に関する計画届出書を提出し、審査を進めた結果、より詳細な審査が必要であると認められたことから、同年6月30日、当事会社に対し報告等の要請を行い、第2次審査が開始された。

公取委は、「無方向性電子銅板」(以下「A」という)および「高圧ガス導管エンジニアリング業務」(以下「B」という)を商品範囲として画定した。そして、地理的範囲は「日本国内」として画定した。

XとYについて、A商品の日本国内市場の市場シェアは、それぞれ約40%と約15%であり、合併により、合計市場シェアは約55%・第1位であり、HHI指数は約4600、その増分は約1100になった。これは、水平型企業結合のセーフ・ハーバー基準に該当しない。そして、事業者数は3社から2社へとすることが生じる。公取委は、「合併後、同質的な2社が市場をほぼ2分することとなるため、互いの行動を高い確度で予測することできるようになるから需要者からの競争圧力について、認められない」。また、「Aの製造設備の稼働率が各事業者とも高い観点から、競争事業者が十分な供給余力を有しないことと認めた」。そして、「品質上の問題、供給の安定性等の観点から海外メーカー品に切替えが必ずしも容易な状況ではないことから、輸入圧力については必ずしも強いとは認められない」。さらに、「調達先メーカーの変更が容易でなく需要者からの競争圧力が働いていないこと」から、本件合併が競争を実質的に制限することとなると判断した。

Bについては、合併後に、当事会社の市場シェアは約60%・第1位になり、HHI指数は約4900、その増分は約1800となり、これは、水平型企業結合のセーフ・ハーバー基準に該当しない。そして、現場監督の数がボトルネックとなって、急激に受注を拡大することは困難であるため、競争者の供給余力は必ずしも大きいものではないと考えられる。また、資材であるUO鋼管の高炉系エンジ会社と同等の条件での調達の必要性

中国独禁法における合併規制の動向（２・完）

および自動溶接機の保有の必要性という参入障壁があり、参入圧力が働いているとは認められない。さらに、事業者は３社から２社に減少することにより、互いの施工状況や供給余力の状況などを確実に把握でき、高い確度で互いの受注意欲、入札行動等を予測することができる。したがって、公取委は、Ｂにおいて、競争を実質的に制限することとなると判断した。

２．＜審査結果＞

当事会社は、「住友商事に対し、Ｙの商権を譲渡するとともに、合併後５年間、販売数量の最大値を上限として、Ａ商品を相当する価格で供給する」、および「新規参入者に対し高圧ガス導管に用いられる鋼管を当事会社の子会社と同等かつ合理的な条件で提供する」という問題解消措置を提出した。公取委は、当事会社が申し出た問題解消措置を前提とすれば、本件合併が一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断し、同年１２月１４日、当事会社に対し、排除措置命令を行わない旨の通知を行い、本件審査を終了した。

三．ヤマダ電機によるベスト電器の買収案⁽³⁹⁾

１．＜事実の概要＞

平成２４年６月７日、ヤマダ電機から（以下「Ｘ」という）、ベスト電器（以下「Ｙ」という）の買収に関する届出書類を提出し、第１次審査が開始した。公取委は、当事会社から提出された資料を踏まえつつ、第１次審査の結果により、更なる詳細な審査が必要とし、同年７月１３日に第２次審査を開始した。

家電量販店の家電小売業とその他の家電小売業者の家電小売業との間における代替性の程度は低いとし、「家電量販店における家電小売業」

(39) 公取委平成２４年１２月１０日通知。

を「一定の取引分野」の役務範囲として画定した。また、競争が行われている実態にあるとして、「店舗から半径10キロメートル」を地理的範囲として画定している。

競争の実質的制限について、公取委は、当事会社間の競合状況、参入圧力、隣接市場からの競争圧力、当事会社グループの経営状況および当事会社の全国統一的価格設定方法の5つの要素から考察した。

- (1) 当事会社は、競合している地域は253存在している。これら競合地域における競争状況から、具体的に検討すべき地域市場として41地域を選別している。公取委は、統一地域内における事業者数が多いほど、競争が活発であるとの観点から、当事会社のほかに競争事業者の店舗の存在する程度に着目し、また、自社店舗の近隣の複数の競合家電量販店の間で活発に競争が行われていると考えられることとして、競合253地域のうち、XがY以外の店舗を注視している地域が212地域、Yの店舗を注視している地域が41地域存在すると認定した。
- (2) 参入圧力ついて、公取委は、制度上の参入障壁は低く、出店に要する費用が高いわけではないものとし、参入する力が十分であると判断した。
- (3) 需要者の買回り範囲が都市部より広いことから、店舗によっては、地理的隣接市場からの競争圧力が働いている場合もあると判断された。しかし、個別の地域において具体的な競争圧力となる例外的な事情が認められる場合を除き、総合スーパーは、家電量販店に対する競争圧力になっているとはいえないとした。また、公取委は、インターネット販売を中心とした通販事業者は、家電量販店に対し、ある程度の競争圧力となっている点は否定できないが、強い競争圧力になっているとまではいえないと判断した。
- (4) 当事会社から、Yの業績不振の主張に対し、公取委は、業績が不振である事実が認められ、競争事業者と比較してYの自浄能力は

中国独禁法における合併規制の動向（２・完）

限定的であると判断した。

- (5) 価格設定方法の問題について、公取委は、各店舗において極端に多くの価格差はみられないものの店舗ごとに一定程度の価格差がみられること、合併後の価格設定方法が不明であること等から、当事会社が一部店舗の価格を引き上げることができないとは必ずしもいえないと判断した。

公取委は、以上の判断結果に基づき、通販事業者からの一定程度の競争圧力が認められるが、本件合併により当該地域範囲における競争が実質的に制限されることとなると判断している。

２．＜審決結果＞

地理的範囲における競争の実質的制限の問題に対し、Xが問題解消措置を提出した。その内容は、①10地域に存在する当該会社の店舗のうち1店舗を第3者に譲渡することとし、平成25年6月30日までに譲渡の契約を締結する。期間までに譲渡の契約が締結されなかった地域においては、当該地域に存在する当事会社の店舗について速やかに入札手続きを行うこと、②店舗の譲渡が完了するまでの間、対象店舗の事業価値を毀損しないようにするとともに、各対象店舗において消費者に不当に不利な価格設定を行わないものとする。その内容について、公取委は、適切なものと評価したが、最後に排除措置命令を行わない旨の決定をした。

四．大建工業によるC&Hの買収案⁽⁴⁰⁾

１．＜事実の概要＞

平成24年4月25日、大建工業（以下「X」という）がホクシンの100%出資子会社でホクシン製MDFの販売会社であるC&H（以下「Y」という）の株式取得に関する届出書類を公取委に提出し、第1次審査を

(40) 公取委平成25年1月24日通知。

開始した。その結果により、公取委が、MDFのうち薄物Mタイプおよび厚物Mタイプの製品について、競争上の問題を指摘し、同年5月25日第2次審査を開始した。

MDFは用途に用いられる他の木質材料が存在しているが、需要者にとっての代替性および供給者にとっての代替性の観点から、薄物MタイプのMDF、厚物MタイプのMDF、薄物UタイプのMDF、厚物UタイプのMDFがそれぞれ商品範囲として画定された。また、日本の需要者が選好し購入しているものの観点から地理的範囲は、「日本全国市場」に画定された。

公取委は、薄物MタイプのMDFについて、当該合併後、当事会社の合計市場シェアは約65%・第1位になり、HHI指数は約5500、その増分は1800であり、水平型企業結合のセーフハーバー基準に該当しないが、供給余力が十分にあることと直接的な隣接市場からの競争圧力のあることは認められなかった。しかし、「薄物MDF+合板」基材の床材と合板のみの合板基材とが活発に競争していることで、間接的な隣接市場からの競争圧力が認められることから、「薄物MDF+合板」基材の床材の価格が上昇するなどの競争制限効果が生じるおそれはないと判断した。

しかし、本件合併により、Xに優先的に有利な条件でMDFを販売できるようになることが考えられ、市場シェア約45%のホクシンのMDFについて垂直型市場閉鎖が行われれば、他の川下業者が競争的な行動をとることが困難となる。

公取委は、厚物MタイプのMDFについて、供給余力および直接的な隣接市場からの圧力とも認められないが、厚物MタイプのMDFの製造販売市場の地位は低く、競争に与える影響は相対的に小さいことと、間接的な隣接市場からの競争圧力が認められることから、厚物MタイプのMDFは、競争に制限効果が生じるおそれはないと判断した。

薄物UタイプのMDFおよび厚物UタイプのMDFについては、公取委が、供給余力、競争圧力および代替性の要素から考慮した結果、競争

が実質的に制限されることはないと判断した。

２．＜審決結果＞

薄物MタイプのMDFにおける競争上の問題について、Yは、「合併後５年間、Yが販売する薄物MタイプのMDFに関し、価格等の取引条件についてXに供給するのと実質的に同等かつ合理的な条件で外販先に対し、従来の販売数量と同等の数量を販売すること」の問題解消措置を提出し、公取委は、この措置を踏まえれば、本件合併による垂直型市場閉鎖は生じないと考えられることとした。

したがって、MDFのうち薄物Mタイプおよび厚物Mタイプの製品について、Xが公取委に提出した措置を前提とすれば、本件合併が一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断した。

五．エム・デイ・エス・ノーディオ⁽⁴¹⁾ン事件

１．＜事実の概要＞

カナダに所在するA社はモリブデン99を製造販売する外国事業者である。A社が製造販売するモリブデン99は、世界におけるモリブデン99の生産数量の過半を占め、かつ販売数量の大部分を占めている。世界第２の事業者はベルギーのIRE社である。日本には、モリブデン99を生産している事業者が存在しないため、すべて海外から輸入している。日本の需要は世界の需要の約16%を占めているが、日本において、モリブデン99を原料とする癌診断薬を製造している事業者はB及びCの２社である。

A社は世界のすべての主要な顧客との間で、顧客が必要とするモリブデン99全量をA社から排他的に購入する旨の規定を含む長期間の契約を締結することを決定した。この決定に基づいて、日本の需要者であるB

(41) 公取委平成10年9月3日通知。

社との間で平成8年に、B社はその取得、使用、消費または加工するモリブデン99の全量をA社から購入しなければならない旨の契約（期間10年間）を締結した。

C社は、モリブデン99を複数の業者から購入する意向をもって、IRE社とも交渉を行ったが、A社はC社が他社とも取引したい旨の希望を受け付けず、A社と排他的購入契約を締結することを繰り返し要求した。その結果、C社も平成8年に、C社が取得、使用、消費、または加工するモリブデン99の全量をA社から排他的に購入しなければならない旨の契約（期間10年間）が締結された。

以上のようなA社の行為により、IREをはじめとする他のモリブデン99の製造販売業者は、B社及びC社の2社とモリブデン99の取引ができない状況となった。

本件について、公取委が独占禁止法の規定に基づき審査を開始したところ、A社は、前記契約を修正し、B社及びC社に対しモリブデン99をA社から購入する義務を課すことを取りやめた。

2. <審決要旨>勧告

A社は、日本の需要者B社及びC社との間において、それぞれ、平成8年から10年間、その取得、使用、消費または加工するモリブデン99の全量をA社から購入する義務を課す契約を締結して、他のモリブデン99の製造販売業者の事業活動を排除することにより、公共の利益に反して、日本におけるモリブデン99の取引分野における競争を実質的に制限して

(42)

いたものであり、これは、独占禁止法2条5項に規定する私的独占に該

(42) 独占禁止法2条5項によれば、「この法律において「私的独占」とは、事業者が、単独に、または他の事業者と結合し、もしくは通謀し、その他いかなる方法をもつてするかを問わず、他の事業者の事業活動を排除し、または支配することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう」。

中国独禁法における合併規制の動向（２・完）

当し、⁽⁴³⁾独占禁止法３条の規定に違反するものである。そして、排除措置としてA社に対し、①IRE社に対して上記排他的購入契約が破棄されたことを通知すること。②A社は、今後、日本におけるモリブデン99の需要者に対し、他の事業者のモリブデン99の販売に関する事業活動を排除しないこと、③A社は、前記①及び②に基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告すること、が命じられた。

<解釈>

本件は、外国事業者の私的独占行為に対し、初めて外国事業者のみを対象にして独占禁止法を適用した事例である。「日本市場の競争を実質的に制限する」ということが主な判断基準となり、独占禁止法第２条５項に規定する私的独占に該当し、独占禁止法第３条に違反するとしている。

ここで、「競争の実質的制限」を判断するに当たっては、

- ① A社は、世界におけるモリブデン99の生産販売数量は過半を占めており、日本においては、競争者が存在しないため、十分な市場支配力があること、
- ② 排他的契約条項があるため、日本の２社はその他の競争者との取引ができなくなり、A社以外の事業者が排除されることが必然なことになる、
- ③ A社の行為により、C社とIRE社間の交渉が強制的に中止されたことが指摘された。

以上のA社の行為は、すでに日本市場に対して、競争者を排除することになり、そして、市場への新規参入を排除するというものである。

一方、本件において、違反行為を行なったA社は、外国企業であり、

(43) 独占禁止法３条によれば、「事業者は、私的独占または不当な取引制限をしてはならない」。

日本に支店、営業所等を有しないため、A社に対して管轄権の行使ができるか否かが問題となる。しかし、日本の法体系の下では、実体管轄権があれば外国事業者に対して独占禁止法を適用することができる⁽⁴⁴⁾と考えられる。

そして、「独占禁止法第6条によれば、不当な取引制限または不公正な取引方法に該当する国際的協定または契約の締結を禁止し、企業結合⁽⁴⁵⁾規制は外国会社にも適用される。」と明確に規定しており、A社とB社及びC社間の契約は、不公正な契約であり、日本国内市場に制限されていることから、日本の独占禁止法の適用範囲にあるといえることができる。

一般的には、外国企業への独占禁止法の適用について、「属地主義」と「効果主義」の2つの考え方があるが、本件について、以下のように大きく3つの見解に分かれていると思われる。

①本件では、A社の行為に関して、独占禁止法を適用できるか否かを決定する場合、契約締結地がどこであろうかは重要ではない。A社の行為の着手と実行行為の場所及びその実行行為の影響が重要な着目点である。したがって、その行為の着手が外国であったとしても、実行行為が日本の国内で発生した場合、日本市場の競争が実質的に制限される結果をもたらせば、日本の独占禁止法を適用することになる。⁽⁴⁶⁾

②国内市場の競争を阻害する行為が行われ、有害な結果が発生すれば、これが管轄権の根拠となる。⁽⁴⁷⁾

(44) 石黒一憲「ボーダーレス・エコノミーへの法的視座 第15回我が国独占禁止法の域外適用への基礎的考察」貿易と関税、1992年9月号、35頁参照。

(45) 企業結合審査においては、1998年の独占禁止法改正により、規制対象を日本国内企業に限定していた規定が改正された。企業結合当事者がすべて外国企業であっても、当該企業結合が日本市場に競争制限効果を有する場合には、日本の独占禁止法を適用することとした。

(46) 松下満雄「日本独占禁止法の域外適用の最近の事件」国際商事法務、Vol 26, No 11, 1998年、1135頁参照。

(47) 公正取引委員会事務局編「独占禁止法涉外問題研究報告書」『ダンピ

中国独禁法における合併規制の動向（２・完）

③本件契約の締結地が日本国内であることが明記されているが、属地主義の立場を採っても要件として重要なのは契約が履行され競争の実質的制限が生ずる場所であると考えられ、日本独占禁止法の適用の対象とするにあたって、契約締結地が日本国内であることは、必ずしも必要ではないと考えられる⁽⁴⁸⁾。

以上、どの説を採ってもA社の行為に対して公取委は独占禁止法を適用することができる。

六．市場分割を目的とした国際カルテルに対する日本独占禁止法の適用⁽⁴⁹⁾

1．＜事実の概要＞

A1（日本会社）、A2（イギリス会社）、A3（フランス会社）、A4及びA5（イタリア会社）は、マリンホースの製造販売業を営む者である（以下「5社」）。そして、B1（日本会社）は、マリンホースの製造販売業を営む者であり、B2（イタリア会社）は、すでに、A4に対して、マリンホースの製造販売に係る事業を承継させており、以後、同事業を営んでいない。また、A5が全額出資するB3（アメリカ会社）は、A5の製造するマリンホースの販売業を営んでいたが、平成18年12月に消滅している（5社とB1からB3を併せて以下「8社」）。日本に所在するマリンホースの需要者は、8社その他マリンホースの製造販売業者の中から複数のもに対して見積価格の提示を求める方法により、マリンホースを発注していたが、その際見積価格の提示を求めたものの中で最も低い見積価格を提示した者を受注者としていた。

8社は、平成11年12月以後、マリンホースの需要者が上記方法により

ング規制と競争政策独占禁止法の域外適用』1990年参照。

(48) 吉井文夫＝遠藤厚志「エム・ディ・エス・ノーディオ・インコーポレイテッドによる独占禁止法違反事件について」公正取引、579号、79頁参照。

(49) 公取委平成20年2月20日通知。

発注するマリンホース（以下「特定マリンホース」）につき、受注者価格の低落防止を図るため、①日英仏伊を特定マリンホースが使用される使用地とする場合は、使用地となる国に本店を置く者を受注予定者とし、複数の事業者がこれに該当する場合には、そのうちのいずれかの者を受注予定者とする、②それ以外の場合には、特定マリンホースのうち各社が受注割合を定めた上、受注予定者の選定等の業務をコーディネーターが選定するものを受注予定者とする、③受注価格は、受注予定者が定め、受注予定者以外の者は、受注予定者がその定めた価格で受注できるように協力する、との合意がなされた。当該合意に基づき、A1とB1は、日本を使用地とする特定マリンホースについて、2社間の話合により受注予定者を決定しており、8社は、特定マリンホースのうち日本に所在するマリンホースの需要者が発注するものすべてを受注していた。

なお、平成19年5月、アメリカにおいてコーディネーター及び5社の営業担当者が逮捕されたことから、上記行為は取りやめられた。

2. <審決要旨>排除措置命令

8社は、共同して、特定マリンホースについて受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に関して、特定マリンホースのうち日本に所在するマリンホースの需要者が発注するものの取引分野における競争を実質的に制限していたものであって、これは、独占禁止法第2条第6項⁽⁵⁰⁾に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものである。

(50) 独占禁止法第2条6項によれば、不当な取引制限とは、事業者が、契約、協定その他何らの名義をもつてするかを問わず、他の事業者と共同して対価を決定し、維持し、もしくは引き上げ、または数量、技術、製品、設備もしくは取引の相手を制限するなど相互にその事業活動を拘束し、または遂行することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。

中国独禁法における合併規制の動向（２・完）

また、公取委は、独占禁止法7条2項に基づき、5社に対し、

- ① 違反行為を取りやめている旨を確認すること、今後、各社が自主的に受注活動を行うことを、取締役会等において決議すること、
- ② 前項に基づく措置を、自社を除く4社、B1及び日本に所在するマリンホースの需要者に通知すること、
- ③ 今後、相互または他の事業者との間で、特定マリンホースのうち日本に所在するマリンホースの需要者が発注するものについて、受注予定者を決定しないこと、
- ④ ①及び②に基づく措置の公取委への報告を命じた。

<解釈>

本件では、国際カルテルに関し外国事業者をも対象として法的措置を採った初めての案件である。本件は、⁽⁵¹⁾審決例Iに次いで、独占禁止法の域外適用として、外国事業者の行為によって、日本市場の競争が実質的に制限されることとした2例目の審決である。そして、本件については、独占禁止法第3条違反の判断基準として形成されつつあった「競争を実質的に制限すること」による判断を確認するとともに、域外適用についての条件も検討する。

本件における対象行為は、マリンホースの需要に関する日本市場をも対象とするものであり、日本市場に対する実質的な影響を及ぼせば、当該行為が独占禁止法第3条にいう「不当な取引制限」であるか否かを判断することが、検討の着目点である。

独占禁止法2条6項に規定されるように、不当な取引制限は、事業者が他の事業者と共同し、対価を決定・維持し、もしくは取引の相手を制限し、相互にその事業活動を拘束、または遂行を図る行為である。

ここで、独占禁止法2条6項の規定を踏まえて、不当な取引制限につ

(51) 横溝大「涉外判例研究第554回」ジュリスト1390号、153参照。

いて分析すると以下のようになる。

- ① 本来、マリンホースの製造販売業者の中から見積価格を最も低い価格で提出する者を受注者とするべきである。しかし、8社は、受注価格を低落防止するため、他のマリンホースの製造販売業者との間で合意に達した。
- ② 上記の合意に基づき、日本を使用地とする特定マリンホースについて、A1及びB1は、受注予定者を決定することになった。
- ③ 8社は、特定マリンホースのうち、日本に所在するマリンホースの需要者が発注するものをすべて受注した。

以上、上記8社の行為は、日本市場におけるマリンホースの取引を制限することになり、日本のマリンホース市場に対する実質的な影響を有することになる。

ところで、外国企業への独占禁止法の適用については、事件I（ノーディオン事件）に続き、公取委が3条を国際的適用をした点に本件命令の意義がある。

だが、その位置付けにつき、以下の3つの見解に分かれている。

- ① 属地主義説：独占禁止法違反行為は一部が日本で行われていれば、日本の独占禁止法を適用することができる。⁽⁵²⁾
- ② 管轄権説：外国企業が日本国内市場の競争を阻害する行為については、日本独占禁止法違反を構成するに足る事実があれば、外国所在企業も独占禁止法による規制の対象となると考えることが妥当である。⁽⁵³⁾
- ③ 客観的属地主義説：日本での実行行為があれば、日本の独占禁止法を適用することができる。⁽⁵⁴⁾

(52) 金井貴嗣「外国事業者の私的独占に対する勧告審決」ジュリスト1152号、169頁参照。

(53) 公正取引委員会事務局・前掲報告書参照。

(54) 川濱昇ほか「〈座談会〉最近の独占禁止法違反事件を巡って」公正取

中国独禁法における合併規制の動向（2・完）

以上のどの説をとっても、8社の行為に対して公取委が独占禁止法を適用することができる。

第二節 小 括

以上、日本の企業結合（1～4）と5の独占行為事例および6の国際カルテルを紹介した。事例5と6は、競争を実質的に制限することによる、外国所在企業の独占禁止法規制が対象となる事例である。

日本では、企業結合により、一定の取引分野における「競争を実質的に制限することとなる」場合、当該企業結合を禁止することとなる。したがって、それは、競争に与える影響が直接的であることとその蓋然性をもたらすものであることを指す。

日本の企業結合審査手法では、まず、一定の取引分野において競争関係にある会社間の結合形態から着手することとなり、そして、諸形態の競争者間の行動観点から問題となるか否かを検討する。さらに、「競争の実質的制限」と関連する商品および地域を画定し、具体的な商品の需要代替性、市場シェアおよび集中度、参入圧力、および隣接市場からの競争圧力などの要素から考慮し、当該企業結合は、競争を実質的に制限するか否かを判断する。最後に、その問題となる分野に対して、競争者が有効な牽制力を有することとなるような問題の解消措置を設計することとなる。

第五章 中国企業結合審決例の紹介

2008年8月1日、中国独占禁止法を施行してから、2013年9月30日まで、商務部は、企業結合に関する案件を合計693件受理した。その中、禁止案⁽⁵⁵⁾1件、制限条件付き承認20件、無条件承認672件となっている。

引692号、6頁参照。

(55) コカ・コーラによる匯源果汁の買収案

2009-03-18中華人民共和國商務部公告2009年第22号、

本章では、この693件の買収案の中で、問題となる企業結合案件の幾つかを紹介する形で、商務部の審査手順および法運用を検証する。

第一節 企業結合審決例の紹介

一. インベブによるアンハイザー・ブッシュの買収案⁽⁵⁶⁾ (INBEV・AB 結合案)

1. <事実の概要>

2008年9月10日、インベブ社（以下「INBEV」という）とアンハイザー・ブッシュ社（以下「AB」という）から、合併に関する届書が提出され、同年10月27日、審査が進められた。INBEVによるABの合併は、合併後の市場シェアが大きくなり、かつ競争力が明らかに増大した。中国国内ビール市場における競争への不利な影響を減少するため、商務部は、当該合併を制限条件付きで承認する旨の決定をした。

2. <審決結果>条件付き

- (1) INBEV社は、AB社が保有した中国青島ビール株式会社の27%の持ち株比率を増加してはならない
- (2) INBEV社は、支配株主または筆頭株主が変化する場合には、即時に商務部に報告しなければならないこと
- (3) INBEV社は、INBEV社が保有した中国珠江ビール株式会社の28.56%の持ち株比率を増加してはならない。
- (4) INBEV社は、華潤雪花ビールと北京燕京ビールの株式を保有することを企ててはならないこと

<http://fldj.mofcom.gov.cn/article/ztxx/200903/20090306108494.shtml>

(56) 2008-11-18中華人民共和国商務部公告2008第95号,

<http://fldj.mofcom.gov.cn/article/ztxx/200811/20081105899216.shtml>

中国独禁法における合併規制の動向（2・完）

二. ゼネラル・モーターズによるデルファイ買収案⁽⁵⁷⁾

1. <事実の概要>

商務部は、ゼネラル・モーターズ（以下「X」という）のデルファイ（以下「Y」という）買収は、中国市場において、両会社の商品および業務について、合併後、水平的な市場重複はないが、川上および川下市場との関連を有することを判断した。そして、XはYの他社の持ち株を利用し、他社の技術・情報が入手されれば、競争を排除・制限する可能性があるとされた。さらに、他の事業者との協定の締結により、価格引き上げの恐れがあると判断された。以上の理由で、XおよびYの合併は、競争を排除・制限する効果を有し、中国における自動車工場市場および自動車部品産業の有効な競争に対して不利な影響を与えることになるとした。ただし、不利な影響を減少する改善措置を提出することによって、この事業者集中を条件附加した上で承認した。

2. <審決結果>条件付き

- (1) 市場規定または規約によって、製品の数量および価格を提供する
- (2) 双方は、情報の交換を禁止する
- (3) 他の事業者とカルテルを結んで、競争を制限することを禁止する
- (4) 自社に有利な不合理な条件を作ることを禁止する

三. ファイザーによるワイスの買収案⁽⁵⁸⁾

1. <事実の概要>

商務部は、2009年6月9日、ファイザー社およびワイス社の企業結合届出を受け、同年6月15日、初期審査を開始した。商務部は、初期審査

(57) 2009-09-28中華人民共和國商務部公告2009年第76号
<http://fldj.mofcom.gov.cn/article/ztxx/200909/20090906540211.shtml>

(58) 2009-09-29中華人民共和國商務部公告2009年第77号
<http://fldj.mofcom.gov.cn/article/ztxx/200909/20090906541443.shtml>

の結果により、より詳細な審査が必要と判断し、中国独占禁止法第27条に基づき、ファイザー社によるワイス社の合併について、第2次審査を行った。

商務部は、本件について、地理的市場に中国内陸市場を画定し、そして、商品市場に対して、人用薬品（J1CとN6A）および動物薬品（豚肺炎ワクチン、犬用ワクチン等）を画定した。

ファイザー社とワイス社の合併後の合計市場シェアと順位は49.4%（ファイザー社38%、ワイス11.4%）第1位となり、第2位会社の市場シェアは18.35%しかなく、その他の競争者の市場シェアは10%以下となっている。ファイザー社とワイス社の合併は、その高い市場シェアを利用し、商品価格を支配する能力を持つと考えられる。

さらに、ファイザー社とワイス社の合併後のハーフィンダール・ハーシュマン指数（以下「HHI」という）は2182、HHI増分は336となっている。しかし、中国の豚肺炎ワクチン市場は、高度集中の市場であるため、ファイザー社によるワイス社の合併が競争に排除・制限する効果が有すると商務部が判断した。

2. <審決要旨>条件付き

商務部は、審決により、ファイザー社のワイス買収は、中国の豚肺炎ワクチン市場に対し、競争を制限する効果を有すると判断した。そして、その市場への影響を減少するための措置を条件として買収を承認した。その結果は、以下の通りである。

- (1) 中国内陸でのファイザー社が所有する respisure および respisure one の豚肺炎ワクチン業務を譲渡すること。⁽⁵⁹⁾
- (2) 豚肺炎ワクチン業務の有形資産および無形資産（知的財産権を含む）を譲渡すること。

(59) 中国では、「分離」および「剥離」を意味する。

中国独禁法における合併規制の動向（2・完）

- (3) 買収後6ヶ月以内に、監査人の監査を受け、右譲渡するものを第3者に売却する
- (4) 資格標準を満たし、当該合併の双方から独立した買主であり、かつ、商務部の承認を必要とすること。
- (5) 期間内にできない場合は、商務部は新しい監査人を指名し、最低価格なしで売却させる。
- (6) 譲渡期間内に、管理人に委任し、譲渡業務の価値を確保すること。
- (7) 譲渡3年以内に、買主の請求により、合理的な技術提供、豚肺炎ワクチンの原材料購入の協力および関連従業員の育成を援助すること。

四. パナソニックによる三洋電機⁽⁶⁰⁾の買収案

1. <事実の概要>

2009年5月4日、パナソニックと三洋電機（以下「三洋」という）の合併に対して、初期審査が開始された。初期審査により、パナソニックと三洋の合併における、重複商品市場の市場シェアが激増し、市場の構造が実質的に変化したため、商務部は、中国独占禁止法第27条に基づき、第2次審査を行った。

審査において、コイン型二次電池は、携帯、ビデオカメラなどの備蓄電源であり、独立的な市場であるため、地理的範囲は世界市場と画定された。

パナソニックおよび三洋は、それぞれコイン型二次電池市場の第1位と第2位であり、合併後のコイン型二次電池市場シェアが、61.6%に達し、競争上の問題があるとしている。そして、顧客に対し、商品選択に影響を生じることになり、供給者間の競争に制限効果を有することになっ

(60) 2009-10-30 中華人民共和國商務部公告2009年第82号

<http://fldj.mofcom.gov.cn/article/ztxx/200910/20091006593175.shtml>

た。

また、民用ニッケル水素電池も高集中度市場であり、競争者が少なく、合併後の世界市場占有率は46.3%となり、単独価格引き上げ能力を持つと指摘している。その結果、川下顧客に対し、パナソニックおよび三洋の電池商品が指定され、市場競争を抑制することになり、他の商品を排除する効果を有することになる。したがって、当該合併は、競争を排除・制限する効果を有する。

さらに、自動車用ニッケル水素電池については、パナソニックと豊田の共同出資会社である松下EV会社は、当該市場に77%の市場シェアを有し、当該市場の競争者もパナソニックと三洋しかないため、合併後、競争者数がさらに減少することになり、パナソニックが松下EVを利用し、競争への不利な影響を与えることになると、商務部は判断した。

2. <審決要旨>条件付き

商務部は、パナソニックによる三洋の買収は、競争を排除・制限する効果を有するとした。充電電池市場の有効な競争に対して、不利な影響を減少するための措置を講じることを条件付きで承認した。

i. 三洋に対する措置

- (1) 民用ニッケル水素電池を生産する群馬県にある子会社、あるいはパナソニックの中国江蘇省の無錫工場を第3者に売却すること。
- (2) コイン型二次電池を生産する子会社（鳥取県）を第3者に売却すること。

ii. パナソニックに対する措置

- (1) 自動車用ニッケル水素電池について、パナソニックの神奈川県湘南工場を第3者に売却すること。そして、第3者に自動車用ニッケル水素電池の知的財産権の使用を許可すること。
- (2) トヨタ自動車と自動車用二次電池の共同出資会社（松下EV）へ

中国独禁法における合併規制の動向（２・完）

の影響力を排除すること。

- (3) 出資比率を現行の40%から19.5%に引き下げること。
- (4) 議決権の行使を放棄すること。
- (5) 取締役の派遣を放棄すること。
- (6) 社名から「パナソニック」を外すこと。

五. 聯発メディア・テックによる晨星Mスターの買収案⁽⁶¹⁾

1. <事実の概要>

2012年7月6日、聯発メディア・テック（以下「MT社」という）は、晨星Mスター（以下「MS社」という）の全株式購入の届出を商務部に提出し、完備した資料を揃えた上で、同年9月29日に初期審査が開始された。初期審査の結果により、本件合併は、TVチップのデザインおよびその市場の競争を排除・制限する効果を有すると判断され、2013年4月9日、第2次審査を行った。

本件審査について、商務部は、関連部門、行業協会、同業競争者および川下企業の意見を徴集し、競争上の問題について分析し、検討した。本件合併については、中国大陸市場の特有性の問題を考えて、地理的市場は中国大陸として画定された。

MT社およびMS社は、台湾のICデザイン会社でいずれもTVチップを生産する企業であり、商品の比較性が強く、顧客の重複度が高い。MT社およびMS社は、当該関連市場の中国における市場シェアが、それぞれ15%、65%を占めており、合併実施後の合計市場シェアが80%に達するため、川下企業および新規参入者とも不利な影響を与える可能性を有すると考えられる。

(61) 2013-08-26中華人民共和國商務部公告2013年第61号

<http://fldj.mofcom.gov.cn/article/ztxx/201308/20130800269821.shtml>

2. <審決結果>条件付き

商務部は、当該合併により、制限条件を附加して、承認することを決定した。その附加条件は、以下の通りである。

- (1) 台湾 MS 社の独立法人としての地位を維持すること。合併後、携帯チップおよびその他の半導体事業を MT 社に譲渡し、TV チップおよびその他の事業は、そのまま MS 社が保有すること。
- (2) MT 社は、独立期間内に、MS 社の株式の利益分配、財務情報および取締役員の委任以外の株主権を行使することができない。その他の株主権力を行使する必要がある場合、双方の独立性および競争の有効であることを速やかに商務部に報告すること。
- (3) 情報の交換を禁止することおよび MS 社の管理人、従業員の独立性を確保し、かつ、合併前の営業秩序を保ち、合併による競争への不利な影響を与えないこと。
- (4) MT 社および MS 社による TV チップ市場のその他の競争者の合併を実施する前に、商務部に届出を提出し、承認なくこれを実施してはならない。
- (5) 合併後3年以内、MT 社および MS 社は、3ヶ月ごと書面で商務部に業務履行の報告をすること。期間終了後、MS 社の独立した競争者法人としての地位の解消申請を提出することができる。

六. 丸紅による Gavilon の買収案⁽⁶²⁾

1. <事実の概要>

商務部は、丸紅株式会社（以下「丸紅」という）による Gavilon の持ち株100%を買収する合併につき、2012年7月31日初期審査をし、2013年3月5日に第2次審査を行った。

(62) 2013-04-22中華人民共和國商務部公告2013年第22号
<http://fldj.mofcom.gov.cn/article/ztxx/201304/20130400100376.shtml>

中国独禁法における合併規制の動向（２・完）

中国は、世界最大の大豆輸入国であり、2012年における中国の大豆輸入量は、世界大豆貿易の60%を占め、中国国内の供給量の80%を占めていた。丸紅の大豆商品は、その99%が中国市場に輸入されていた。

Gavilon は、穀物・エネルギー等の貿易事業を展開する企業であり、大豆の仕入れ、貯蔵、物流に関して相当な能力を有する。両社が合併する場合、丸紅において、中国の大豆輸入市場に対し、優勢を有し、Gavilon の潜在的能力に加え、丸紅は中国に大豆を輸入する能力がさらに向上することになり、中国の大豆輸入市場の支配力が増強する可能性を有し、競争の排除・制限をする効果があると考えられる。

2. <審決結果>条件付き⁽⁶³⁾

商務部は、審査の結果により、制限条件を附加して、本件合併を承認することを決定した。その附加条件の内容は、以下の通りである。

- (1) 合併後6ヶ月以内、相互に独立した2つの法人企業を設立し、中国への大豆輸出・販売を行うこと。それぞれの大豆子会社を通じて、中国へ大豆を輸出・販売すること。丸紅は、この2つの独立した企業の設立につき実施方法を定め、監督受託者に報告し、本件結合による監督を受けなければならない。
- (2) 丸紅大豆子会社と Gavilon 大豆子会社の間の分離および独立を維持すること。それは、人事、仕入れ、マーケティング、販売および価格設定を含む。以上の独立性を確保するため、丸紅と Gavilon は、事前に確保措置を設定し、監督受託者に報告し、かつ商務部の承認を得てから実施し、本件決定による監督を受けなければならない。
- (3) 合併後、丸紅大豆子会社は、取引が公平な市場条件により行われ

(63) 遠藤誠「中国独禁法の事業者集中（企業結合）に関する条件付承認決定の新たな事例—丸紅による Gavilon 買収案件」NBL, No. 1002, 2013年, p4-5 参照

る場合を除き、Gavilon 米国資産（Gavilon が単独支配している米国における商品仕入れと輸出のための資産）から大豆を仕入れることができない。本件合併後、丸紅の米国における仕入れと輸出資産が Gavilon の資産に移転し合併された場合、公平かつ合理的な原則により大豆を仕入れ、そして、丸紅大豆子会社の義務は、これらの資産についても負うこととなる。公平かつ合理的な原則が守られることの担保として、（丸紅および Gavilon 米国資産の間で設置され得るファイアウォールを含む）、監督受託者に報告し、商務部の承認を得てから実施し、本決定による監督を受けなければならない。

- (4) 丸紅大豆子会社と Gavilon 大豆子会社の間において、競争に関する情報を交換することを禁止する。両社は、相互に経営行為を調整し、中国大豆の販売価格および仕入れまたは販売に関する条項の情報、コスト情報、既存または潜在的な顧客および戦略的な計画等を交換してはならない。情報を交換できないように、両社は、担保措置を設定し、両社が競争に関する情報を交換しないことを担保しなければならない。上訴措置は、監督受託者に報告し、商務部の承認を得てから実施し、本決定による監督を受けなければならない。

七. グーグルによるモトローラビリティの買収案⁽⁶⁴⁾

1. <事実の概要>

2011年11月21日、商務部は、グーグルによるモトローラビリティ（以下「モトローラ」という）の買収について、初期審査を開始した。審査の結果により、スマート端末市場および OS 市場の競争を排除・制限す

(64) 2012-05-19 中華人民共和国商務部公告2012年第25号

<http://fldj.mofcom.gov.cn/article/ztxx/201205/20120508134324.shtml>

中国独禁法における合併規制の動向（2・完）

る効果を有する可能性がある」と判断され、同年12月21日、第2次審査を行った。

モトローラは、スマート端末の製造企業で、携帯およびタブレットPCを生産する。さらに、携帯分野の多くの特許権を保有し、相当部分の核心特許権を持っている。グーグルは、インターネット検索、オンライン広告サービス、オンライン・サービスおよびソフトウェア開発の業務をする会社である。2011年の第4期の中国市場のデータでは、グーグルが開発したアンドロイドOSは、73.99%の市場シェアを占めている。ノキアのシンビアンOSとアップルIOSは12.53%と10.67%しか達していない。3社の市場シェアは合計97.19%に達した。この高い市場集中度は、端末メーカーのアンドロイドOSに高度に依存した状況で、グーグルの技術開発能力および非常に高い市場参入障壁を考慮すれば、アンドロイドOSが同市場で市場支配的地位を有すると考えられる。

また、ノキアがシンビアンOSの市場から撤退することを公布し、アップル端末の値段が高く、およびマイクロソフトのWINDOWS PHONE OSがいまだに初期段階にあることから、アンドロイドOSの市場支配的地位は、相当の期間においても、維持・固定できると予測される。

さらに、端末メーカー、ソフト開発業者および消費者が、いずれもアンドロイドOSに依存している状況、およびその転換にかかるコストの大きさを考慮した上で、グーグルは、OS市場に対する支配能力を有すると考えられる。そして、合併後、グーグルは、他のスマート端末メーカーよりも有利な待遇をモトローラに与え、その他の事業者を競争上、不利な地位とする恐れがある。また、合併後、グーグルは、モトローラの特許権を利用し、ランセンシーに対し不合理な条件を附加する能力を持つことになり、これは関連市場における競争を侵害し、かつ最終的に消費者の利益を侵害することとなる。

商務部は、審査について、関連部門、行業協会および川下企業の意見を募集し、技術問題について専門家に対して顧問意見を求め、届出人に

提出された資料について真実性、完備性および確実性の問題を確認し、競争の影響を有するか否かが検討された。第2次審査の結果により、商務部が制限条件を附加して承認する旨の決定を行った。

2. <審決結果>条件付き

商務部は、このような市場状況を前提にして、制限条件を附加して承認することを決定した。競争上の問題を解消するため、以下の条件を附加した。

- (1) グーグルによるアンドロイド OS フォーム無償開放ベースでのライセンスを継続すること
- (2) 端末メーカーに対して無差別の待遇とすること
- (3) モトローラの特許に関する公平・合理および無差別 (FRAND) 義務を継続すること
- (4) 五年以内、半年ごとに商務部および監督受託人に報告する義務を守ることに

本決定は、(1)および(2)の条件について5年以内有効となる。しかし、市場競争状況が変化した場合、条件変更およびこれを削除することが可能である。さらに、グーグルは、モトローラに対する支配を放棄する場合、この2つの条件は無効となる。

八. ウェスタンデジタルによる Viviti Technologies Ltd の買収案⁽⁶⁵⁾

1. <事実の概要>

ウェスタンデジタルは、日立の全出資子会社で、日立グローバルストレージの持株会社である Viviti Technologies Ltd (以下「ヴィテイー」という)の全株式を買収する計画を商務部に提出し、2011年5月10日、

(65) 2012-03-02中華人民共和国商務部公告2012第9号
<http://fldj.mofcom.gov.cn/article/ztxx/201203/20120307993758.shtml>

中国独禁法における合併規制の動向（2・完）

初期審査を開始し、2011年12月7日、第2次審査を行った。

ウエスタンデジタルは、ハード・ドライブ・ディスク（以下「HDD」という）を生産・販売する会社であり、ヴィテイーは、日立グローバルストレージの株式保有を通じて、間接的に日立グローバルストレージ・テクノロジーズ・シンガポラなどの会社のHDD業務を行っている。

HDDの生産では、シーゲイト、ウエスタンデジタル、ヴィテイー、東芝およびサムサンの5つの生産業者しかない。2010年により、この5つの生産業者の世界市場シェアは、それぞれ33%、29%、18%、10%を占め、中国市場においても、ほぼ同様の市場シェアを持っている。

HDD市場は、競争による技術革新の激しい業界であり、新規参入が困難な市場でもある。したがって、ウエスタンデジタルおよびヴィテイーの合併により、技術革新ペースを下げる可能性がある。また、HDD市場は、透明度が高くて、競争者間の談合によって、ますます競争を排除・制限する可能性を増加することになる。

したがって、商務部は、本件合併が、HDD市場の競争を排除・制限する効果を有し、制限条件を附加して、承認することを決定した。

2. <審決の結果>条件付き

HDDは、生産者間の競争により、技術を革新する事業であり、新規参入が難しく、HDD集中度の高い事業である。また、HDD生産者は、一方的な価格の引き上げにより、最終的に消費者へ不利な影響を与えることになる。また、タイの洪水により、HDD生産が落ち、市場供給が低下する中、合併後、ウエスタンデジタルが価格を引き上げることにより、消費者に不利な影響を及ぼす可能性があると考えられる。さらに、ウエスタンデジタルとヴィテイーの合併により、競争者の数が減り、新商品の開発を阻害し、さらに新規参入の障壁を高め競争に影響を与える可能性が考えられる。

したがって、商務部は、本件合併について、制限条件を附加する旨の

承認を決定した。その条件は、以下の通りである。

- (1) 合併後、関連市場において、ヴィテイーは、独立的な競争者地位を維持すること。
- (2) ウエスタンデジタルおよびヴィテイーは、市場需要の状況による合理的な生産量を確保すること。そして、毎月その生産状況を監督受託人に報告、監督を受けること。
- (3) 合併後、ウエスタンデジタルおよびヴィテイーは、合併前の経営方法を維持し、強制的に顧客に自家産商品を購入することをしてはいけない。
- (4) ウエスタンデジタルおよびヴィテイーは、依然、一貫のペースで、商品を研究・革新することを維持すること。
- (5) (1)に基づき、本決定後6ヶ月以内に、ヴィテイーの主要な3.5インチ HDD 事業を第三者に譲渡すること。
- (6) ウエスタンデジタルは、独立した監督受託人を委託し、本決定の履行について監督すること。

本決定実施2年後、ウエスタンデジタルは(1)と(2)の義務解除の申し込みができる。

九. Baxter International による Gambro の買収案⁽⁶⁶⁾

1. <事実の概要>

2013年3月12日、商務部は、Baxter International による Gambro の買収に対し、初期審査を開始した。同年4月10日に、第2次審査を行い、その審査の結果により、持続的腎機能代替療法（以下「CRRT」という）の CRRT モニター、CRRT トレイル・パイプおよび CRRT 透析装置の市場と血液透析（以下「HD」という）市場の競争を排除・制限する効

(66) 2013-08-8 中華人民共和國商務部公告2013年第58号
<http://fldj.mofcom.gov.cn/article/ztxx/201308/20130800244176.shtml>

中国独禁法における合併規制の動向（２・完）

果を有すると判断され、同年７月９日に延長審査を行った。

商務部において、Baxter International および Gambro の合併審査では、資料および書類に基づき、関連部門、関連行業協会および川下企業の意見を募集し、意見交換を経て、Baxter International と Gambro の合併は、CRRT および HD 市場における競争を排除・制限する効果を有するか否かを検討した。

商務部は、本件合併について、CRRT および HD の関税、運送費用、輸入・輸出ルートおよび貿易状況等に関する要素から考慮し、世界市場に対する競争への影響を有し、さらに、中国市場に対しても影響を有すると判断した。その詳しい分析は、以下の通りである。

- (1) CRRT 市場は、高い集中度を持っている。Baxter International と Gambro 合併前の世界市場において、CRRT モニター、CRRT トレイル・パイプおよび CRRT 透析装置の HHI は、それぞれ3612, 3162および2908になっている。当該合併後による、HHI は、それぞれ4410, 3798および4108に達した。市場集中度増量は、798, 636および1200となった。中国市場において、合併前は、それぞれ2738, 3702および4506であり、合併後は3942, 7158および6426となった。その集中度の増量はそれぞれ1204, 3456および1920となった。
- (2) 2012年、合併前、両社の CRRT モニター、CRRT トレイル・パイプおよび CRRT 透析装置世界市場シェアは、それぞれの合計ですでに64%、59%、62%に達している。中国市場の市場シェア合計は、それぞれ57%、84%、79%となっている。合併後、Baxter International は、市場支配力を持ち、競争への不利な影響を与えることが考えられる。
- (3) 本件合併は、中国 HD 市場の生産企業間の競争を制限する可能性を有する。すなわち、有力な競争者と共同し、商品を生産し、協定を締結するによって、その他の競争者との競争を制限すること

になる。

以上の理由で、商務部は、Baxter International による Gambro の合併が、CRRT 市場および HD 市場の競争を排除・制限する効果を有すると判断した。

当該合併による競争への不利な影響を解消するため、2013年6月20日、Baxter International および Gambro に問題解消案が提出され、競争に対する不利な影響を減少することができることによって、商務部が、制限条件を附加して承認を決定した。

2. <審決結果>条件付き

商務部は、以下の3つの条件を附加して、承認する旨を決定した。

- (1) Baxter International は、CRRT 事業を全部譲渡すること。これには譲渡する事業の継続性および競争力を維持する全財産を含む。
- (2) 2016年3月31日前に、Baxter International は、中国国内市場での代替生産を中止すること。
- (3) 制限条件に基づき執行する以外、問題解消案は、Baxter International に対する法的効力を有する。さらに、商務部の規定に基づき、監督受託人による監督を受けなければならない。さらに、Baxter International は、3カ月ごと商務部に書面で、譲渡義務の履行状況を報告すること。

十. 三菱レヨンによるルーサイトの買収案⁽⁶⁷⁾

1. <事実の概要>

日本三菱レヨン（以下レヨン社）及びイギリスルーサイトインターナショナル（以下ルーサイト社）は、MMA（有機化工原料「メタクリル

(67) 2009-04-24中華人民共和國商務部公告2009年第28号

<http://fldj.mofcom.gov.cn/article/ztxx/200904/20090406198805.shtml>

中国独禁法における合併規制の動向（2・完）

酸メチル」)の生産販売を業とする会社である。ルーサイト社は、2003年中国に進出し、2005年に上海でMMA年間生産総量10万トンの100%外資企業B社を設立した。レヨン社及びルーサイト社は、MMAの全世界の生産及び販売分野の大部分を占めていた。2007年の生産販売総量及び総売上高について、いずれもルーサイト社が1位、レヨン社が4位である。

2008年11月にレヨン社はルーサイト社に対して、総資産（中国工場B社を含む）を買収する計画を発表した。これにより、レヨン社が、各国の独禁法規定に基づいて、中国及びアメリカ等7カ国に事前審査（中国語で「反壟断申報」をいう）を求めた。2008年の年末から2009年の年始にかけて、中国以外の6カ国が買収認可を下した。他方、2008年12月中国商務部は、第1次審査を開始し、2009年2月20日に競争上問題ありとして、第2次審査に入った。

MMAの中国国内市場で合併後のシェアは64%に達し、これは2,3位よりはるかに高い支配的地位にあることが問題とされた。そこで、商務部は、買収を中国独占禁止法第27条の基準に照らし審査を行い、同年4月24日レヨン社及びルーサイト社に対して、買収につき制限的条件を附加した上で承認する旨の決定をした。

2. <審決要旨>条件付き

商務部は審決により、制限的条件を附加した。その結果、レヨン社はルーサイト社の買収により、水平的な観点からは、中国でのレヨン社のMMA市場占有率は64%に達し、MMA市場において獲得する支配的地位を用いて、中国MMA市場における競争者を排除または制限することのできる能力を持ち、垂直的な観点からは、レヨン社はMMA市場及びその関連市場において業務展開しているため、買収後、レヨン社はその関連市場の競争者に対し、封鎖効果を発生させる能力を持つ。レヨン社によるルーサイト社の買収は、競争を排除・制限する効果を有し、中国

MMA 市場及びその関連市場の有効な競争への不利な影響を与えることになる。そこで、商務部は、中国独占禁止法第28条と第29条に照らし、レヨン社に対して制限的条件を以下のように附加した。

- (1) B社は5年間、生産能力の50%を第3者に原価で供給すること。期間内にこれができない場合は、双方の了承を得て、商務部は独立した監査人を指名し、B社を第3者に売却することができる。原則として、原価についての監査は、買収後6ヶ月以内に行う、ただし、正当な事由があれば、さらに6ヶ月延長することができる。
- (2) 上記の期間中、B社はレヨン社からは独立した管理体制で運営すること。その間、両社は価格や顧客について情報交換することができない。この約束に反した場合、25万～50万円の罰金を課す。
- (3) レヨン社は5年以内の以下の行為を禁止する。
 - i 中国で、MMA 及び関連分野の企業を買収すること。
 - ii 中国で、MMA 及び関連分野の製品を生産する新事業を設立すること。

十一．⁽⁶⁸⁾ コカ・コーラによる匯源果汁の買収案

1. <事実の概要>

アメリカのコカ・コーラ社（以下コカ社）及び中国の匯源果汁社（以下匯源社）は、飲料の生産販売をする会社である。コカ社は、世界最大の飲料会社であり、中国での炭酸飲料市場のシェアは60.6%を占め、果汁飲料市場のシェアは15.5%を占めている。匯源社は、中国の最大の果汁、野菜飲料を生産販売する会社で、中国の100%果汁市場の42.1%を占め、中濃度果汁市場の43.6%を占めている。

(68) 2009-03-18中華人民共和國商務部公告2009年第22号

<http://fldj.mofcom.gov.cn/article/ztxx/200903/20090306108494.shtml>

中国独禁法における合併規制の動向（2・完）

コカ社と匯源社は、1株を12.2香港ドルで購入し、その他の転換社債やオプション株など、買収総額179億香港ドルで買収する旨の撤回不能契約を締結した。その後、コカ社は匯源社に対する買収計画を発表し、2008年9月18日にコカ社は、商務部に事前審査を求めた。その後、商務部の要求に対して、コカ社は補充資料を何回も提出した。

2008年11月20日に商務部は、コカ社が買収すれば、その支配的地位を利用してセット販売などの方法で果汁市場が制限され、消費者が買わざるを得なくなり、中小果汁メーカーにも市場開拓が難しくなり、市場へ悪影響を与えることになるとされた。商務部は、買収を中国独占禁止法第27条に基づき、審査を行い、2009年3月18日に買収について、コカ社に対し、当初の買収案、修正後の買収案ともども市場集中となり、競争に不利な状況を作るとして買収禁止を命じた。

2. <審決要旨>禁止命令

商務部は、中国独占禁止法第28条、29条に基づき、コカ社による匯源社の買収は、競争を排除し、制限する効果を有し、中国における果汁飲料市場の有効な競争と果汁産業の健全な発展に対して不利な影響を与えることになるとした。そして、集中参加事業者は、競争に対する集中の有利な影響が明らかに不利な影響より大きいか、社会公共利益に沿うものであることを証明できる十分な証拠を提供しておらず、また、コカ社は、定められた期間内に、不利な影響を減少する実行可能な改善措置を提出しなかったことに鑑み、この事業者集中を禁止する旨決定した。

第二節 小 括

以上、21件のうち、10件の制限条件付き事例と禁止命令の1件を紹介した。日本の企業結合審決例と照らしながら、この11件の事例の審査および結果に鑑みて、商務部の法執行中に現れた問題を整理する。

1. 事例の審査について

(1) 案件内容・評価の欠如

たとえば、インベプ案には、商務部が当事会社の届出資料審査、関連部門と同業協会および川上・川下事業者の意見募集したことしか公表してなかった。当事会社の状況および反競争効果に対する判断が全くなかった。

(2) 市場集中度

「事業者結合による競争への影響の評価に関する暫定規定」には、関連市場における事業者結合の程度は、HHIにより評価することとした。ファイザー案および Baxter International 案では、HHI を使用して、競争上の問題を有すると判断された。しかし、HHI の安全範囲については、どのようになっているか疑問を残している。

(4) 案件審理の期間

たとえば、ウエスタンデジタル案では、2011年5月10日に初期審査を開始し、同年9月7日に第2次審査を行った。しかし、審査所定期間⁽⁶⁹⁾中同年11月1日になる前、審査を中止し、同年11月7日新たに審査し、2012年3月2日に最終審査が終わった。本来、企業結合届出の審査期間は、初期審査および実務審査合わせて、180日間だったもので、2回の受理・審査の必要性および長期の審査期間は、疑問である。

さらに、商務部がコカ・コーラ案の審査に対し、国民感情の観点からも考慮されていることがあった。

2. 審査結果について

(1) 市場に対する干渉

たとえば、ウエスタンデジタル案では、制限条件の中に、「合併後、関連市場において、Viviti は、独立的な競争者地位を維持すること」を

(69) 企業結合届出審査期間は最長180日

中国独禁法における合併規制の動向（2・完）

指摘された。その判断は、執行部門が市場に対する干渉のイメージが強いといえよう。⁽⁷⁰⁾

(2) 制限条件と反競争効果の関連

たとえば、三菱レヨン案には、本来、MMA市場を関連市場と画定したが、制限条件の中で、競争に影響のないPMMA市場にも言及した。

(4) 用語の曖昧さ

たとえば、ウエスタンデジタル案には、「依然、一貫のペースで、商品を研究・革新すること」、「主要な3.5インチHDD事業の譲渡」の用語が曖昧であること。

(5) 違法責任の確認

制限条件を付加する事例20件の中には、三菱レヨン案で、問題解消措置に違反する場合、25万から50万人民元の罰金違法責任を課すことしか明らかにしてなかった。

第六章 中国への示唆

日本と中国の企業結合ガイドラインは、ともにEUの企業結合ガイドラインとそれに基づく実務を参考にしたものといわれる。したがって、本章は、一歩先を行く日本の企業結合ガイドラインの運用経験を手本として、中国の企業結合ガイドラインのあるべき姿を探るため、日本の企業結合ガイドラインに関する法規制について整理し、第3章と第4章に紹介した審決例を踏まえつつ、中国の企業結合ガイドラインに関する問題点を検討することにする。

前述のように、日本の企業結合ガイドラインでは、企業結合による類型、違法性判断基準、判断要素、および反競争効果に対する問題解消措置の分析がなされ、それに関する反競争効果を除去するに足りる解釈や、

(70) ほかに、三菱レヨン案の5年以内に工場新築の禁止およびWal-mart案の特定市場への進入禁止が挙げられる。

法基準および審査結果に対する事例の分析、評価などの種類が豊富である。また、反競争効果に対する事実判断と評価判断との適合性も明確化されつつある。現在までの事案を事後的に検証する研究もなされ、今後企業結合規制の精緻化が進むことになるだろう。

中国においては、企業結合に対する法規定が、日本と同様に豊富であり、事案においても様々な分析および評価を行っている。しかし、中国の企業結合ガイドラインおよび法施行上、様々な問題が残っている。そもそも、日本と中国では、市場の環境、競争の状況、法制度、競争機関による審査方法等が異なりうる。中日の企業結合規制の根底に流れる原則とはいえ、それをそのまま中国に導入することに慎重にならざるをえない。しかし、中国にも多くの示唆を与えるであろうと思われる。

したがって、中国が抱える問題点について、整理しておく。

第1節 中国の企業結合ガイドラインの問題

中国の企業結合ガイドラインには、詳細な規定は用意されていない。しかし、それを補完するため、「関連市場画定に関する規定」、「競争への影響の評価に関する規定」および「市場支配力の濫用に関する規定」などが設けられている。ただし、それらの規定は、十分に明確なものとは言い難い。

「競争の排除または制限」の行為類型に関しては、水平型企业結合、垂直型企业結合、混合型企業結合の3つの類型がある。その3つの結合類型に分けて、違法性判断の基準を設定するのが通常であるが、中国の企業結合関連諸ガイドラインには、単独行動による競争の制限および協調的行動による競争の制限類型別に2分して、違法性判断基準を示すのみである。⁽⁷¹⁾ 企業結合類型に分けておらず、違法判断基準も単一で共通し

(71) 日米欧の企業結合ガイドラインでは、水平型企业結合と垂直型企业結合および混合型企業結合をそれぞれ分類して、企業結合による競争の影響に対し、分析している。

中国独禁法における合併規制の動向（２・完）

ている。この点については、今後、ぜひとも、企業結合類型ごとに分析・解釈し、その行為類型ごとに違法性判断基準を設定する改善が必要であると思われる。中国企業結合審査でも、より明確的に合理性を高めることができると思われる。

また、中国では、関連市場を画定するとき、当事会社の市場占有率および市場集中度は、競争に対する影響を評価する際に、重要な判断要素となる。市場集中度の指標としては、HHI が使用されている。しかし、第 5 章で紹介した個別事案例における判断について、HHI が使用されているが、企業結合において、競争に対する影響を有するか否かの市場集中度のセーフ・ハーバーは、明確にはなっておらず、それに対する違法判断については疑問が残る。企業結合に関する独占禁止審査をさらに規範化し、適正化するため、日米欧のように、市場集中度のセーフ・ハーバーの設定が、必要と思われる⁽⁷²⁾。

さらに、支配権の取得の判断について、企業結合ガイドラインには、明確な解釈が存在しない。もっとも、各関連法規定や法基準には、分散的に類似の定義や解説などが存在している。しかし、各関連分野の法解釈は、企業結合の法執行において、十分に適合するの言い難い。今後、支配権の取得について、明確な解釈を、ガイドラインに入れるべきである。

最後に、中国の企業結合ガイドラインには、補完する規定や通知などが多く存在しているが、分散し過ぎで、企業結合申請者の理解と事前準備に対し、ふさわしいものではないと思われる。したがって、一貫した

(72) 日本とアメリカの市場集中度セーフ・ハーバーは、第 2 章と第 3 章で、既に紹介した。中国の企業結合審査において、実務上、市場集中度のセーフ・ハーバーの判断は、第 2 章で紹介した米国のセーフ・ハーバーを参照してもよいと思われる。私見として、社会性質、経済開放度および市場構造などに鑑みれば、米国のセーフ・ハーバーは、中国の企業結合に対する判断としては、必ずしもふさわしいものではないと思われる。

具体的、詳細な規定が望まれる。

第二節 問題解消措置の問題

結合事業の活動に伴い、市場構造の変化を問題とせざるをえない。しかし、企業結合が行われる市場環境が異なると、その違法性判断も変わるべきである。したがって、市場秩序を維持するため、経済政策と調整をとることが必要となる。すなわち、経済政策の調和およびこれにふさわしい審査が必要となる。

2008年から現在までの企業結合の審決例に対する法執行は、順調に進行しているといえる。審決の内容、構造の完全度、制限的条件の運用など、徐々に多様化してきている。事案審査過程について、執行機関による意見交換や調査の分析および、効率性などは、評価に値するといえる。2010年以後、企業結合審査に対しても、違反事実、法的評価、排除措置命令は十分、詳細に記載されている。

しかし、多くの問題が残している中国の企業結合ガイドラインは、現時点では、反競争効果の判断のために設計された排除措置が講じられて⁽⁷³⁾いるとは言い難い。

企業結合において、行為条件、市場構造の変動に対する合理的な分析が欠けているといえる。執行部門は、問題解消措置を設計する際に、これらの問題を重視すべきである。

(73) 例えば、インベブによるアンハイザー・ブッシュの買収案においては、市場競争の排除・制限の影響について、具体的な説明がない。さらに、レイヨによるルーサイドの買収案において、競争に対し、MMA事業の重複性のみ注目しているにもかかわらず、譲渡した5年以内に、中国での他の事業者との合併およびMMAとPMMAを新築することが禁止されているのは、疑問が残っている。

第三節 審査結果の公表

近年、商務部により、企業結合の審査に対する詳細が公表⁽⁷⁴⁾されているが、問題がある企業結合に対し、いかなる解除措置が選択されたのかについて詳細を知ることができない。したがって、制限条件を附加する企業結合に関する解釈内容に、更なる具体的、詳細な理由付けを行うことが望まれる。

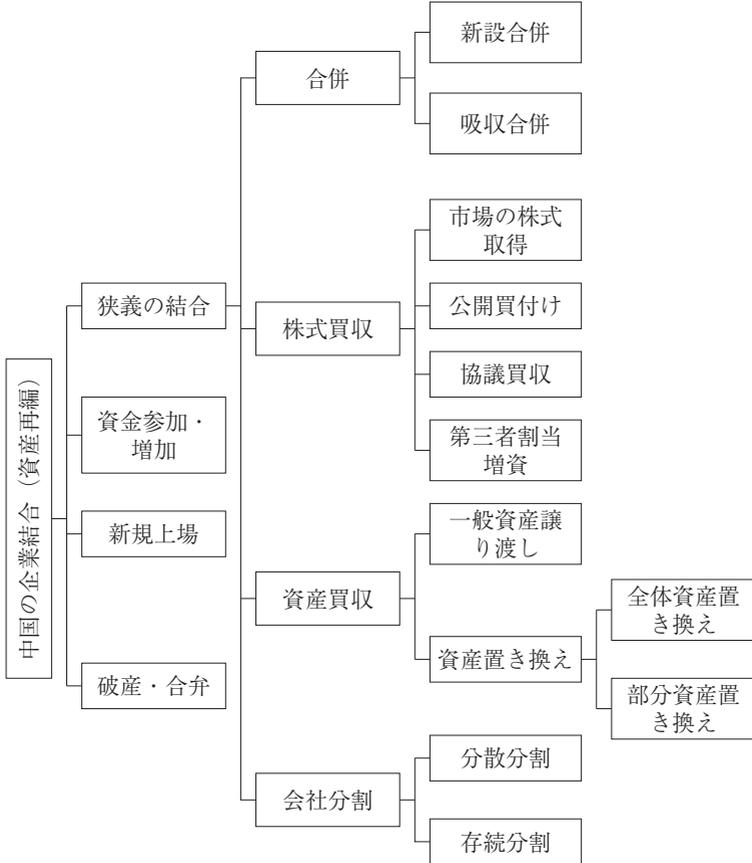
お　わ　り

本来、企業結合ガイドラインとは、事業活動が行われるときに、競争状態を維持し、市場構造の悪化を防ぎ、反競争効果を予測して、蓋然性のレベルで措置を講じることを意味するものである。つまり、適切な企業結合ガイドラインには、具体的な独占禁止法の執行が必要である。その確実な法施行に関して、近年日米欧各国では、重視され、研究対象とされるようになってきた。中国では、ガイドラインの運用上の反競争効果予防の重要性は指摘されているものの、本格的な研究は始められたばかりであり、反競争効果予防の手段を備えた企業結合ガイドラインが用意されているとはいえない状況である。したがって、より詳細・精緻な中国企業結合ガイドラインの作成が望ましい。

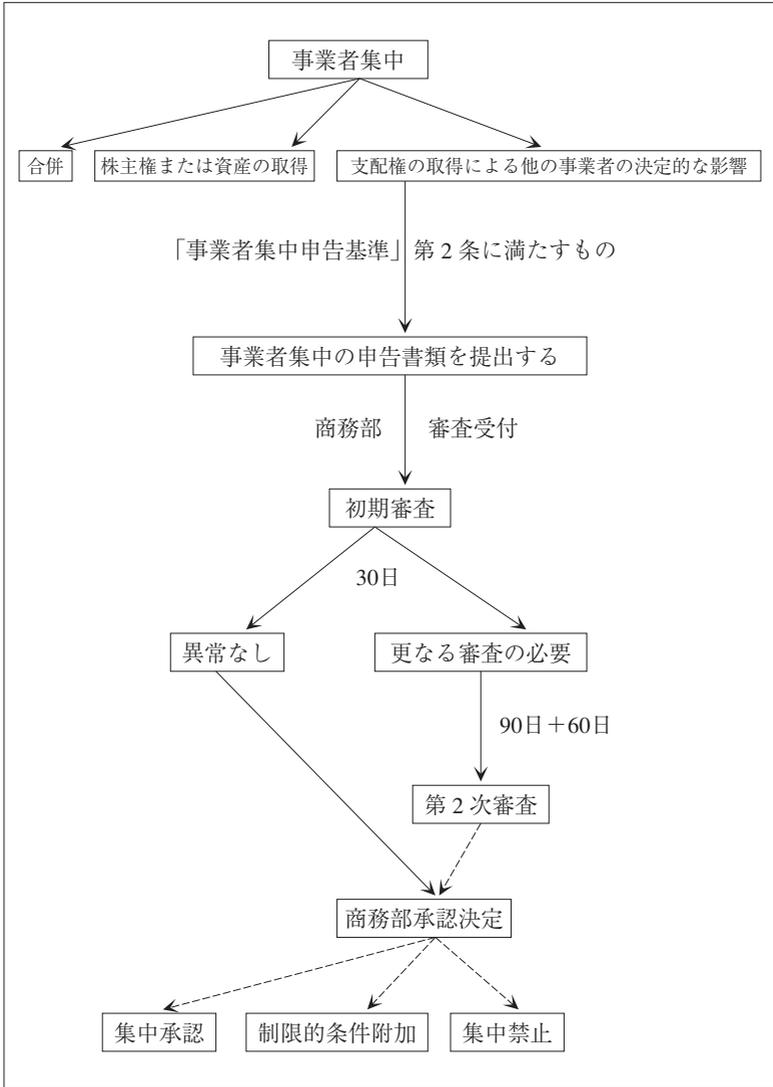
(74) 企業結合事案について、商務部反独占禁止法部門のホームページに、すべて記載されている。

図式および法規定資料

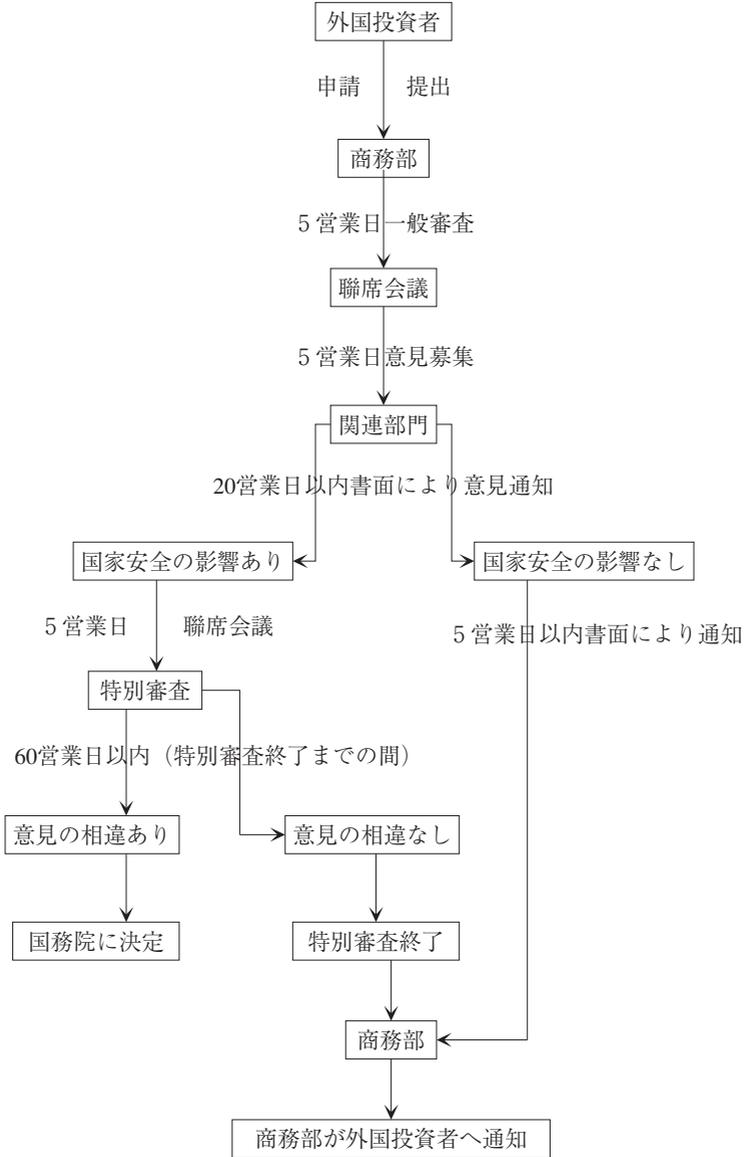
図式1. 中国の企業結合分類



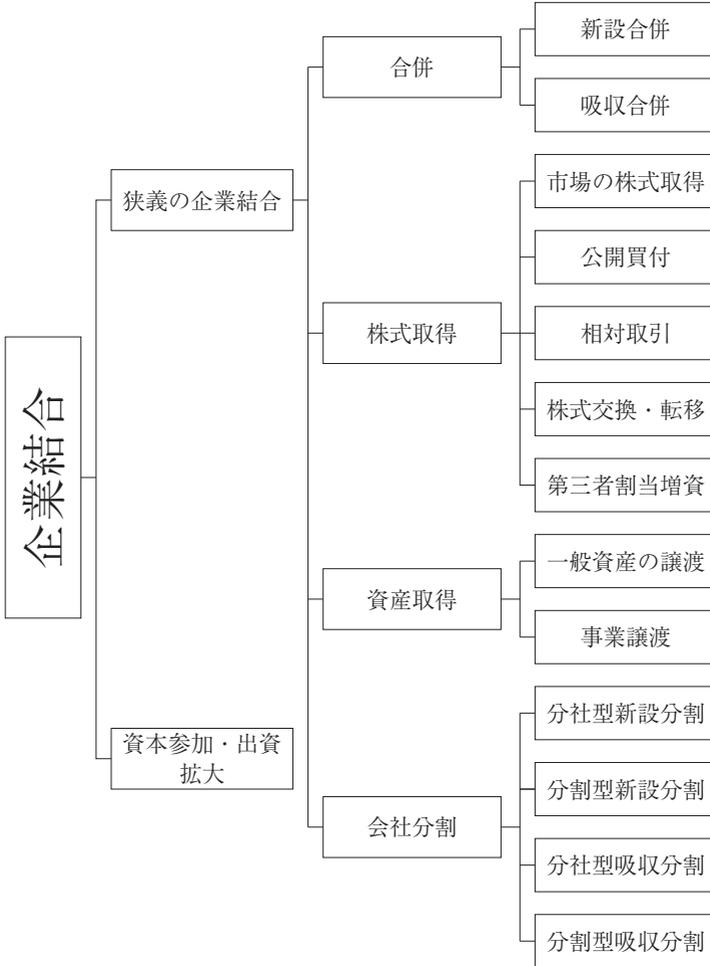
図式2. 事業者集中審査手順



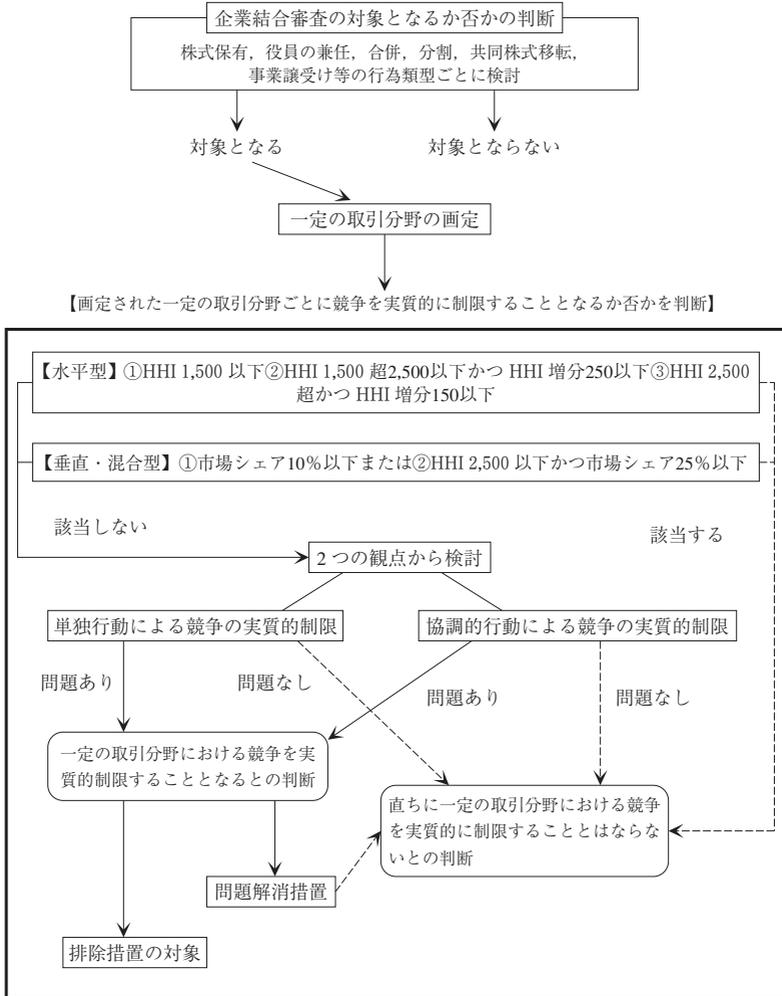
図式3. 国家安全審査手順



図式4. 日本の企業結合分類



図式5. 日本の企業結合審査の手順



事業者集中による届出基準に関する規定

中華人民共和国国務院第529号

2008年8月3日公布

神戸学院大学 王鋭 仮訳

第一条 事業者集中による届出基準を明確にするため、「中国独占禁止法」に基づき、本規定を制定する。

第二条 事業者集中は、以下の状況を対象となる。

- (一) 事業者合併
- (二) 事業者が株式または資産の取得による他の事業者の支配権を取得すること
- (三) 事業者が契約等の方法により、他の事業者の支配権を取得、または他の事業者に対して決定的な影響を与えること

第三条 事業者集中による以下のいずれか一つに該当する場合、当該事業者は、国務院商務主管部門に申請すること。申請しない事業者集中を実施してはならない。

- (一) 集中に参加するすべての事業者は、前会計年度における世界範囲内での売上高合計100億元を超え、かつそのうち少なくとも2つの事業者が前会計年度において中国国内での売上高がそれぞれ4億元を超える場合
- (二) 集中に参加するすべての事業者の前会計年度における中国国内での売上高合計20億元を超え、かつそのうち少なくとも2つの事業者が前会計年度において中国国内での売上高がそれぞれ4億元を超える場合

売上高の計算の方法は、銀行方法が国務院商務主管部門および関連部門がこれを制定する。

第四条 事業者集中が本規定第3条の申告基準に満たさなくても、当該集中による競争を排除・制限する効果を有する場合、国務院商務主管部門は、法に従って、当該事業者集中を調査しなければならない。

第五条 本規定は、公布した日から施行する。

市場支配的地位の濫用行為の禁止に関する規定

国家工商行政管理総局令第54号

2011年1月14日施行

アンダーソン・毛利・友常法律事務所 訳

第一条 経済活動における市場支配的地位の濫用行為を抑止するため、「中華人民共和国独占禁止法」（以下「独占禁止法」という。）に基づき、本規定を制定する。

第二条 市場支配的地位を有する事業者は、経済活動において、市場支配的地位を濫用し、競争を排除・制限してはならない。

第三条 市場支配的地位とは、事業者が、関連市場において商品の価格、数量、若しくはその他の取引条件をコントロールすることのできる、または他の事業者の関連市場への参入を阻止し、若しくはこれに影響を与えることのできる市場における地位をいう。本条に言うその他の取引条件とは、商品の価格、数量以外の、市場取引に実質的な影響を与え得るその他の要素をいい、商品の品質。支払条件、交付方法、アフターサービスなどを含む。本条にいう他の事業者の関連市場への参入を阻止し、若しくはこれに影響を与えることのできることは、他の事業者による関連市場への参入を排除し、若しくは合理的な時間内で関連市場への参入を遅延させ、または他の事業者が関連市場に参入できるものの、参入コストが上昇し、市場において有効な競争などを

中国独禁法における合併規制の動向（２・完）

展開することが困難となることをいう。

第四条 市場支配的地位を有する事業者が正当な理由なく次に掲げる方式で取引先との取引をきょう拒絶することを禁止する。

- (一) 取引先との既存取引の数量を削減すること
- (二) 取引先との既存取引を遅延させ、中断すること
- (三) 取引先との新たな取引を拒絶すること
- (四) 制限的条件を設け、取引先が自己との取引を継続できないようにすること
- (五) 取引先が生産経営活動において合理的な条件でその必要な施設を使用することを拒絶すること

前項第（五）号を認定する際に、別途、当該施設の投資建設を行い、または投資建造を行うことの実行可能性、取引先が効率的に生産経営活動を展開する上での当該施設への依存の程度、当該事業者による当該施設の提供の可能性および自己の生産経営活動への影響等の要素を考慮しなければならない。

第五条 市場支配的地位を有する事業者が正当な理由なく次に掲げる取引制限行為を実施することを禁止する。

- (一) 取引先が自己との間でのみ取引できるよう制限すること
- (二) 取引先が自己の指定した事業者とのみ取引できるように制限すること
- (三) 取引先が自己の競争相手と取引できないよう制限すること

第六条 市場支配的地位を有する事業者が、正当な理由なく商品を抱合せ販売し、または取引の際にその他の不合理な取引条件を付することを禁止する

- (一) 取引慣例、消費習慣などに違反し、または商品の機能を無視し、異なる商品を強制的にひとくりにし、または組み合わせて販売すること

- (二) 契約期間, 支払方法, 商品の運送および引渡方式またはサービスの提供方式などに, 不合理な制限を付すること
- (三) 商品の販売地域, 販売対象, アフターサービス等に不合理な制限を付すること
- (四) 取引目的物と関係のない取引条件を付すること

第七条 市場支配的地位を有する事業者が正当な理由なく, 同等な条件の取引先に対して取引条件において次に掲げる別待遇を行うことを禁止する。

- (一) 異なる取引数量, 種類, 等級を実施すること
- (二) 異なる数量割引等の優遇条件を実施すること
- (三) 異なる支払条件, 引渡を実施すること
- (四) 異なる修理保証の内容および期限, メンテナンスの内容および期限, 部品の供給, 技術指導等のアフターサービスの条件を実施すること

第八条 工商行政管理機関が本規定第4条から第7条にいう正当な理由を認定する際は, 次に掲げる要素を総合的に考慮しなければならない。

- (一) 関連行為を事業者が自身の正常な経営活動及び正常な効果と利益に基づき行ったかどうか
- (二) 関連行為の経済運行効率, 社会公共利益および経済発展への影響

第九条 本規定で明確に定めていないその他の市場支配的地位の濫用行為については, 価格独占行為を除き, 国家工商行政管理総局が法により認定する。

第十条 事業者が市場支配的地位を有することの認定は, 以下の要素に考慮しなければならない。

- (一) 関連市場における当該事業者の市場シェアおよび関連市場の競争状況

中国独禁法における合併規制の動向（２・完）

市場シェアとは、一定の期間内の事業者の特定の商品の売上額、販売数量等の指標が関連市場に占める比率をいう。

関連市場の競争状況を分析する際は、関連市場の発展状況、既存競争者の数、市場シェア、商品の差異の程度および潜在的競争者の状況等を考慮しなければならない

（二）当該事業者の販売市場または原材料の購入市場のコントロール能力

事業者の販売市場または原材料の購入市場のコントロール能力を認定する際は、当該事業者の販売ルートまたは購入市場ルートのコントロール能力および価格、数量、契約期間またはその他の取引条件に影響し、または決定数能力並びに優先的に企業の生産経営に必要な原料、半製品、部品および関連設備等の原材料を優先的に獲得する能力を考慮しなければならない。

（三）当該事業者の財政的能力および技術上の条件

財政的能力および技術上の条件を認定する際は、当該事業者の資産規模、財務能力、利益取得能力、融資能力、研究開発能力、技術設備、技術創出および応用能力、所有する知的財産権などを考慮しなければならない。

事業者の財政的能力および技術条件に対する分析認定の際は、その関連者の財政的能力と技術条件を同時に考慮しなければならない。

（四）その他の事業者の当該事業者に対する取引上の依存関係の程度

その他の事業者の当該事業者への取引上の依存程度を認定するときに、その他の事業者と当該事業者との取引量、取引関係の継続時間、その他の取引先に変更することの

難易度等を考慮しなければならない。

- (五) その他の事業者による関連市場への参入の難易度
その他の事業者の関連市場への参入の難易度を認定する際に、市場参入認可制度、必要の設備の所有状況、販売ルート、資金および技術上の要求、コスト等を考慮しなければならない。
- (六) 当該事業者が市場支配的地位を有することの認定に関するその他の要素

第十一条 次にいずれか1つに該当する場合、事業者が市場支配的地位を有すると推定することができる。

- (一) 関連市場における1つの事業者の市場シェアが2分の1に達する場合
- (二) 関連市場における2つの事業者の市場シェアの合計が3分の2に達する場合
- (三) 関連市場における3つの事業者の市場シェアの合計が4分の3に達する場合

前項第(二)号および第(三)号の場合において、当該事業者のうち、1つの事業者の市場シェアが10分の1に満たない場合、当該事業者が市場支配的地位を有するものと推定しない。

第十二条 市場支配的地位を有すると推定される事業者が、本規定第十条に掲げる要素に基づき、自己がその関連市場において商品価格、数量若しくはその他の取引条件コントロールし、またはその他の事業者の関連市場への参入を妨害し、影響する能力を有していないことを証明できる場合、当該事業者が市場支配的地位を有すると認定してはならない。

第十三条 支配的地位の濫用行為が疑われる事業者は、工商行政管理機関が定めた期限内に、その行為の合理性を陳述し、かつ、関連

中国独禁法における合併規制の動向（2・完）

証拠を提出することができる。

第十四条 事業者が本規定第4条から7条、第9条の規定に違反して市場支配的地位を濫用した場合、工商行政管理機関は、違法行為の停止を命令し、違法所得を没収し、前年度における売上額の1パーセント以上10パーセント以下の制裁金を科する。

工商行政管理機関は、具体的な制裁金額を確定する際は、違法行為の性質、経緯、程度および継続期間などの要素考慮しなければならない。

事業者が自主的に支配的地位の濫用行為を停止した場合、工商行政管理機関は、状況を斟酌して、当該事業者への処罰を軽減し、または免除することができる。

第十五条 工商行政管理機関が本規定に従って行った行政処罰などの規定に不服がある場合、法により行政不服審査を申し立て、または行政訴訟を提起することができる。

第十六条 工商行政管理機関の独占禁止法執行担当者は「工商行政管理機関による独占協議、市場支配的地位濫用案件の調査処分手続規定」の規定に従い、厳格に法に従って案件を勝利しなければならない。

第十七条 本規定にいう商品は、サービスを含む。

第十八条 本規定は、国家工商行政管理総局が解釈の責任を負う。

第十九条 本規定は、2011年2月1日から施行する。

事業者集中による競争への影響の評価に関する暫定規定

商務部公告 2011年第55号

中華人民共和國商務部

2011年8月29日施行

アンダーソン・毛利・友常法律事務所 訳

第一条 事業者集中に関する独占禁止審査業務を規範化し、事業者結合の競争に対する影響を評価し、事業者が事業者結合の届出をよりよく行うよう指導するため、「独占禁止法」に基づき、本規定を制定する。

第二条 商務部独占禁止局は、法により事業者の結合行為に対して独占禁止審査を行う。

第三条 事業者結合の審査では、案件の具体的な状況及び特徴に基づき、以下にあげる要素を総合的に考慮する。

- (一) 結合に参加する事業者の関連市場における市場シェアおよびその市場に対する支配力
- (二) 関連市場の市場集中度
- (三) 市場参入、技術革新に対する影響
- (四) 消費者およびその他の事業者に対する影響
- (五) 国民経済に対する影響
- (六) 競争の影響を考慮すべきその他の要素

第四条 事業者結合が、競争に対して消極的な影響を生じさせる可能性を評価する際、当該結合が、ある一事業者に単独で競争を排除し、または制限する能力を生じさせ、または強化するか否かを考慮する。

結合に係わる関連市場が少数の幾つかの事業者に共同でコントロールされている際、結合が関連事業者に共同で競争を排除し、

中国独禁法における合併規制の動向（２・完）

または制限する能力を生じさせ、または強化するか否かも考慮しなければならない。

結合に参加する事業者が同一関連市場における実際の、または潜在的な競争者に属しない際、結合が川上・川下市場または関連市場において競争に対して生じさせる消極的な影響を重点的に考察する。

第五条 市場シェアは、関連市場の構造、事業者及びその競争者の関連市場における地位を分析するときに重要な要素である。市場シェアは、関連市場の構造、事業者およびその他の競争者の関連市場における地位を直接に反映する。

結合に参加する事業者が市場支配力を取得するかどうかを判断する際、以下の要素を総合的に考慮する。

- (一) 当該事業者の関連市場における市場シェアおよび関連市場の競争の状況
- (二) 当該事業者の商品およびサービスの代替性
- (三) 関連市場におけるその他の競争者の生産能力および商品・サービスの代替性の状況
- (四) 当該事業者による販売市場または原材料購買市場に対する支配力
- (五) 当該事業者による商品の購入者が供給者を変更する能力
- (六) 当該事業者の財力及び技術条件
- (七) 当該事業者の川下顧客の購買能力
- (八) その他考慮すべき要素

第六条 市場集中度は、関連市場の構造に対する説明であり、関連市場内における事業者の結合の程度を表し、通常、ハーフィンダール・ハーシュマン指数（HHI 指数であり、以下「HHI」という。）および業界上位 N 社企業の共同市場シェア（CRn 指数であり、以下「CRn」という。）により評価することができる。HHI は、

結合に関わる関連市場における各事業者の市場シェアの二乗の和に等しい。

市場集中度は、事業者結合の競争に対する影響を評価する際に考慮すべき重要な要素の一つである。通常の場合において、関連市場の市場集中度が高ければ高いほど、結合後の市場集中度の増大が大きくなり、関連市場内の事業者が競争を排除し、または制限する行為を行う可能性も高くなる。

第七条 事業者結合は、関連市場への参入障壁を高める可能性があり、結合の後、事業者はその市場支配力を高め、生産要素、販売ルート、知的財産権、基幹的施設のコントロール等の方法により、その他の事業者に対して関連市場に参入することを更に困難にすることができる。

事業者結合の競争に対する影響を評価する際は、潜在競争者の参入の消滅効果を考慮することができる。

結合に関わる関連市場への参入が非常に容易である場合、結合に参加していない事業者が結合取引者の競争を排除し、または制限する行為に対して反応し、かつ、抑止作用を発揮することができる。

市場参入の難易度を判断するには、参入の可能性、迅速性および充分性を総合的に考慮しなければならない。

第八条 事業者は、結合を通じて、技術研究開発の資源および能力をよりよく整合して技術革新に対して積極的な影響を与え、結合の競争に対する消極的な影響を相殺し、かつ、技術革新により生じた積極的な影響により消費者の利益を高めることができる。結合は、以下の方法により技術革新に対して消極的な影響を与える可能性もある。結合に参加する事業者の競争圧力を減少し、その科学技術革新の原動力および投入を引き下げる。結合に参加する事業者は、結合によって、市場支配力を高め、その他の

中国独禁法における合併規制の動向（２・完）

事業者の関連技術に対する投入，研究開発および利用を妨害することもできる。

第九条 事業者結合は，経済効率を高め，規模経済の効果および範囲経済の効果を実現し，商品多様化およびコストの引き下げができる。これにより消費者の利益に積極的な影響を与えることができる。

企業結合は，結合に参加する事業者の市場支配力を高め，その競争を排除し，若しくは制限する行為を行う能力を強めることにより，事業者が価格の引き上げ，品質の低下，生産販売量の制限等の方法を通じて，消費者の利益を損なう可能性もさらに大きくなる。

第十条 結合に参加する事業者は，強められた市場支配力により，経営戦略または手段を通じて，結合に参加していない事業者の経営規模の拡大を制限し，またはその競争能力を軽減することができ，また，川上・川下市場または関連市場に対して競争を排除・制限する効果を与える可能性もある。

事業者結合は，関連市場における事業者の競争圧力を高めることができ，その他の事業者に対して商品の品質を高めさせ，商品の価格を低下させ，消費者の利益を増大させるのに有利である。

第十一条 事業者結合は，経営規模の拡大，市場競争力の増大に有益であり，これにより経済効率を高め，国民経済の発展が促進される。

特定の場合には，事業者結合は，関連市場の有効な競争および関連業種の健全な発展を損ない，国民経済に消極的な影響をもたらす可能性もある。

第十二条 事業者結合を評価する際に，上記の要素を考慮する以外に，結合の公共利益に対する影響，結合の経済効率に対する影響，

結合に参加する事業者が破産に瀕している企業であるか否か等の要素を総合的に考慮しなければならない。

第十三条 事業者結合が競争を排除し、または制限する効果を有し、またはそのおそれがある場合、商務部が事業者結合を禁止する決定を行わなければならない。ただし、事業者が、当該集中が競争に対して及ぼす積極的な影響が消極的な影響を明らかに上回ること、または当該集中が社会公共の利益に合致することを証明することができた場合には、商務部は、事業者集中を禁止しない旨の決定をすることができる。禁止されない事業者集中に対しては、商務部は、集中が競争に対して及ぼす消極的な影響を減少させるための制限的な条件を付加する決定を行うことができる。

関連市場の画定に関する指針

国務院独占禁止委員会

2009年5月24日施行

KLO 投資コンサルティング（上海）有限公司 仮訳

第一章 総則

第一条 指針の目的および根拠

関連市場をいかなる画定方法を明示し、国務院の独占禁止法執行機関の法執行における透明性を高めるため、「中華人民共和国独占禁止法」（以下「独占禁止法」という）に基づき、本指針を制定する。

第二条 関連市場画定の役割

あらゆる競争行為（競争を排除・制限する効果を有するまたはその可能性のある行為を含む）は、すべて一定の市場の範囲内で発生する。関連市場を画定することは、事業者が競争する市

中国独禁法における合併規制の動向（２・完）

場の範囲を明確にすることである。事業者による独占協定の締結の禁止，事業者による市場支配的地位の濫用の禁止，競争を排除・制限する効果を有するまたはその可能性のある事業者集中の抑制等，独占禁止法の法執行においては，すべて関連市場の画定問題にかかわる可能性がある。

関連市場を科学的，合理的に画定することは，競争および潜在的競争者の識別，事業者の市場シェアおよび市場集中度の判断，事業者の市場における地位の認定，事業者の行為が市場競争に対して及ぶ影響の分析，事業者の行為が違法であるか否かおよび違法の状況において負担しなければならない法的責任の判断等，中核となる問題について，重要な役割を有する。よって，関連市場の画定は，通常，競争行為の分析の起点であり，独占禁止法の法執行における重要な段階である。

第三条 関連市場の意味

関連市場とは，事業者が一定の期間内において特定の商品またはサービス（以下「商品」という）について競争を行う商品範囲および地理的範囲をいう。独占禁止法執行の実践の中では，通常，関連する商品市場および地理的市場を画定する必要がある。

関連商品市場とは，商品の特性，用途および価格等の要素に基づき，需要者が比較的密接な代替関係を有すると判断する。一組または同種類の商品から構成される市場をいう。これらの商品は比較的強い競争関係を示し，独占禁止法執行において事業者が競争を行う商品範囲とすることができる。

関連地理的市場とは，需要者が比較的密接な代替関係を有する商品を獲得する地理的地域をいう。これらの地域は比較的強い競争関係を示し，独占禁止法執行において事業者が競争を行う地理的範囲とすることができる。

生産周期，使用期限，季節性，流行性または知的財産権の確保期間等が商品にとって軽視できない特徴となっている場合，関連市場の画定において時間性も考慮しなければならない。

技術貿易，ライセンス契約等，知的財産権に関わる独占禁止法の法執行においては，さらに関連する技術市場を画定する可能性がある。したがって，知的財産権，技術革新等の要素の影響にも考慮する必要がある。

第二章 関連市場の画定における根拠

第四条 代替性の分析

独占禁止法執行の実践の中で，関連市場の簡易の大きさは，主に商品（地域）の代替程度によって判断される。

市場競争において，事業者の行為に直接的および効果的な競争上の制限が抑止されることは，需要者が比較的強い代替関係を有すると判断する商品またはこれらの商品を供給できる地域が，市場に存在することを意味する。したがって，関連市場の画定は，主に需要者からみる代替性の分析を行う。事業者の行為に生じる競走場の制限について，供給の代替性と需要の代替性が類似する場合，供給の代替性も考慮すべきである。

第五条 需要の代替性とは，需要者の商品の機能・用途に対する需要程度，品質の認可，価格の受け入れおよび取得の難易度等の要素に基づき，需要者の角度から確定する，異なる商品間における代替度をいう。

げんそくとして，需要者からみると，商品間の代替度が高いほど，競争関係が強くなり，より一層同一の関連市場に属する可能性がある。

第六条 供給の代替性

供給の代替性は，その他の事業者による，生産設備更新への投

中国独禁法における合併規制の動向（2・完）

資，リスクの負担，目標市場への参入時間等の要素に基づき，事業者の角度から確定する，異なる商品間における代替度をいう。

原則として，その他の事業者による，生産設備更新への投資が少なく，想定外のリスクの負担が少なく，密接な代替性を有する商品を供給するスピードが速いほど，供給の代替度が高くなり，関連市場の画定にあたって，とりわけ関連市場への参入者を識別する際に，供給の代替性を考慮すべきである。

第三章 関連市場画定の方法

第七条 関連市場の画定方法の概略

関連市場の画定方法は，一つではない。独占禁止法執行の実践の中で，実際の状況に基づき異なる方法を使用する可能性がある。関連市場を画定する場合，商品の特徴，用途，価格等の要素に基づいて需要の代替性の分析を行い，必要な場合，供給の代替性の分析を行うことができる。事業者が競争する市場の範囲について不明確であり，または画定し難い場合，「仮定的独占者テスト」の分析方法（具体的には第10条を参照）に従い，関連市場を画定することができる。

独占禁止法執行機関は，事業者が案件の具体的な状況に基づいて，客観的，真実のデータをを用い，経済学分析方法を利用して関連市場を画定することを提唱する。

関連市場を画定する際に，いかなる方法を採用しても，消費者の需要を満足される商品の基本属性を終始把握する必要がある，かつ関連市場の画定において明らかな偏りが生じる場合，これをもって修正の根拠とする。

第八条 関連商品市場の画定において考慮すべき要素

需要の代替性の角度から関連商品市場を画定する場合，以下の

各要素を考慮すべきであるが、これらに限らない。

- (一) 商品の価格またはその他の競争要素の変化により、需要者が、その他の商品の購入に切り替え、または切り替えを考慮していることの証拠
- (二) 商品の外形、特性、品質および技術的な特徴等総合的な特徴および用途。商品の特徴が多少異なっている場合、需要者からみて商品が同一または類似の用途に用いられる場合、それらを密接な代替品とみなすことができる。
- (三) 商品間における価格差異。通常の場合において、代替性が比較的強い商品の価格は、比較的接近しており、かつ価格の変化において、同じ方向に変化する傾向を示す。価格を分析する場合、競争と関係のない要素が引き起こす価格の変化の状況を排除しなければならない。
- (四) 商品の販売ルート。販売ルートの異なる商品は、購入する需要者も異なる可能性があり、相互に競争関係を構成し難く、関連する商品となる可能性は比較的低い。
- (五) その他の重要な要素。例えば、需要者の好みまたは需要者の商品に対する依存度、大量の需要者がある密接な代替品へ切り替えることを妨げる可能性のある障害、リスクおよびコスト、並びに異なる価格決定等が存在しているか否か等が挙げられる。

供給の角度から関連商品市場を画定する場合、一般的に考慮する要素には、その他の事業者が商品価格等の競争要素の変化に対してなした反応の証拠、その他の事業者の生産フローおよび技法、生産転換の難易度、生産転換に必要な期間、およびその想定外の費用やリスク、生産転換後に提供する商品の市場における競争力、販売ルート等が含まれる。

関連商品市場を画定する場合における如何なる要素の作用も、

すべて絶対的ではない。異なる案件の状況に従って、ある要素に重点を置くことができる。

第九条 関連地理的市場の画定において考慮すべき主要要素

需要の代替性の角度から地理的関連市場を画定する場合、考慮できる要素には以下の各方面が含まれるが、これらに限らない。

- (一) 商品の価格またはその他の競争要素の変化により、需要者が、その他の地域での商品購入に切り替え、または切り替えを考慮していることの証拠。
- (二) 商品の運送コストおよび運送特徴。商品の価格に対して、運送コストが高いほど、地理的関連市場の範囲が小さくなる。例えば、セメント等の商品。商品の運送特徴も商品の販売地域を決定する。例えば、パイプでの運送が必要な工業用ガス等。
- (三) 多数の需要者が商品を選択する実際の地域および主要事業者の商品の販売分布。
- (四) 関税、地方性法規、環境保護要素、技術要素等を含む地域間の貿易障壁。例えば、関税が商品の価格に対して比較的高い場合、地理的関連市場は一つの地域性市場となる可能性が高い。
- (五) その他の重要な要素。例えば、特定地域の需要者の好み、商品の街頭地域内および地域外への輸送数量。

供給の角度から地理的関連市場を画定する場合、一般的に考慮する要素には、その他の地域の事業者が商品の価格等の競争要素の変化に対してなした反応の証拠、その他の地域の事業者の関連する商品の供給または販売における即時性および実行可能性、例えば、注文書をその他の地域の事業者に切り替える場合の転換コスト等。

第四章 仮定的独占者テストの分析方法に関する説明

第十条 仮定的独占者テストの基本方法

仮定的独占者テストは、関連市場の画定における分析方法の一種であり、関連市場を画定する際に生じる可能性のある不確定性の解決を助けることができる。現在各国および地域において、独占禁止の指針を作成する際に、全面的に採用されている。この方法に基づいて、人々は、経済学分析ツールを利用し、獲得した関連データを分析し、仮定的独占者が競争価格の水準を超えた価格で価格を維持することができる最少の商品集合および地理的範囲を画定し、これにより関連市場を画定することができる。

仮定的独占者テストは、一般的にまず、関連する商品市場を画定する。最初に、独占禁止審査において注目ダレル事業者が提供する商品（目標商品）から考慮し、当該事業者を利益の最大化を経営目的とする独占者（仮定的独占者）と仮定した場合、分析すべき問題は、その他の商品の販売条件が変化しないという状況において、仮定的独占者が目標商品の価格を小幅（一般的に、5%～10%）ではあるが、維持して（一般的に、一年）引き上げることができるか否かである。目標商品が値上げされると、需要者は密接な代替関係を有するその他の商品に切り替えて購入することになり、これにより仮定的独占者の販売量が減少する。目標商品が値上げされた後、仮定的独占者の販売量が減少しても、なお利益を得ることができる場合、目標商品は関連する商品市場を構成する。

値上げにより、需要者が、密接な代替関係を有するその他の商品に切り替え、仮定的独占者の値上げ行為によって利益がもたらされない場合、当該代替商品を関連する商品市場に加える必

中国独禁法における合併規制の動向（２・完）

要があり、当該代替商品と目標商品は、商品集合を形成する。さらに、当該商品集合が値上げされた場合、仮定的独占者はお利益を得ることができるか否かを分析する。分析の結果、利益を得ることができるのであれば、当該商品集合は関連商品市場を構成しており、分析の結果、利益を得ることができないのであれば、前述の分析過程を引き続き行う必要がある。

商品集合が大きくなればなるほど、集合内の商品と集合外の商品の代替性が小さくなるため、最終的にある商品集合が出現し、仮定的独占者は値上げにより利益の獲得を実現できる。これにより関連商品市場が確定される。

地理的関連市場および関連商品市場の画定方法は同様である。まず、独占禁止審査が注目する事業者の経営活動地域（目標地域）から始め、その他の地域の販売条件が変化しないという状況において、仮定的独占者が目標地域内の関連商品に対して、小幅（一般的に、５％～１０％）ではあるが、維持して（一般的に、一年）値上げを行った結果、利益を得ることができるのであれば、目標地域は地理的関連市場を構成する。他の地理的市場の激しい切り替えにより、値上げしても利益を得ることができない場合、値上げにより最終的に利益を得ることができるまで、地理的範囲を拡大する必要がある、当該地域が関連する地理的市場となる。

第十一条 仮定的独占者テストの幾つかの実際の問題

原則として、仮定的独占者テストを用いて関連市場を画定する場合、選択する基準価格は、完全競争の市場の現在価格でなければならない。ただし、市場の支配的地位を濫用し、協定行為およびすでに協定行為が存在する事業者の集中案件においては、現在価格が競争価格から著しく乖離している場合、現在価格を基準価格として選択すると関連市場の画定の結果が不合理にな

る。このような場合においては、現在価格に対して調整を行い、より競争性のある価格を使用しなければならない。

このほか、一般的な状況において、価格の引き上げ幅は5%～10%であるが、実務においては、案件に関わる業界等の異なる状況に基づき、価格の小幅な引き上げについて分析し画定してもよい。

事業者が小幅な価格引き上げを行う場合、すべての需要者（または地域）の代替反応がすべて同様というわけではない。代替反応が異なる場合、異なる需要者のグループ（または地域）に対しては異なる引き上げ幅のテストを行うことができる。その際、関連市場の画定について需要者のグループまたは特定地域の状況も考慮する必要がある。

事業者集中による資産または業務の分離に関する暫定規定

中華人民共和國商務部
商務部公告2010年第41号令
2010年7月5日施行

第一条 事業者集中につき資産または業務の分離⁽⁷⁵⁾による制限的條件の付加決定の実施を規範化し、資産または業務の分離の順調な完成を確保するため、「事業者集中に関する審査弁法」に基づき、本規定を制定する。

第二条 本規定にいう資産または業務の譲渡とは、商務部による事業者集中審査決定（以下「審査決定」という。）に基づき、資産または業務の譲渡義務を負う、集中に参加する事業者（以下「譲渡義務者」という。）が、その資産または業務の一部を譲渡す

(75) 日本による、「譲渡」という。

中国独禁法における合併規制の動向（２・完）

る行為及びこれに関連する行為（以下「譲渡」という。）を指す。

譲渡義務者の譲渡させる一部の資産または業務を譲渡義務という。

第三条 譲渡義務者は、審査決定において定められた期間内に、適切な買主を見つけ、かつ、売却協議およびその他の関連協議を締結しなければならない（以下「自己譲渡」という。）譲渡義務者が期限通りに自己譲渡を完成できなかった場合、譲渡受託者は、審査決定において定められた期限および方法により適切な買主を見つけ、かつ、売却協議およびその他の関連協議を締結する。（以下「受託譲渡」という。）

譲渡義務者は、売却協議およびその他の関連協議の締結日から３ヶ月以内に譲渡業務を買主に移転させ、かつ、所有権移転等に関する法律手続を完成させなければならない。案件の具体的な状況に従い、譲渡義務者が申請し、かつ、その理由を説明すれば、商務部は、事情を斟酌して業務移転の期限を延長することができる。

第四条 譲渡義務者は、審査決定の要求に基づき監督受託者に委託し、かつ、分離受託段階においては譲渡受託者に委託しなければならない。

監督受託者とは、譲渡義務者の委託を受け、譲渡業務の全過程について監督の責任を負う自然人、法人またはその他の組織を指す。

譲渡受託者とは、譲渡受託段階において、譲渡義務者の受託を受け、適切な買主を見つけ、かつ、売却協議およびその他の関連する協議を締結する責任を自然人、法人またはその他の組織を指す。

譲渡義務者は、商務部が審査決定を行った日から15日以内に商

務部に対して監督受託者の候補者を提出し、譲渡受託段階に入る30日前に商務部に対して譲渡受託者の候補者を提出しなければならない。

第五条 監督受託者および譲渡受託者は、受託義務に従事するのに必要な資源および能力を有する自然人、法人またはその他の組織でなければならず、かつ、集中に参加する事業者および譲渡業務の買主から独立してなければならず、これらの者との間に実質的な利害関係が存在してはならない。監督受託者と譲渡受託者は、同一の自然人、法人またはその他の組織であってもよい。監督受託者および受託者は、商務部に対して責任を負い、かつ、業務の報告を行う。譲渡義務者は、商務部の同意を経ずに、監督受託者および譲渡受託者に対して支持をしてはならない。

第六条 譲渡義務者は、監督受託者および譲渡受託者と書面による委託協議を締結し、双方の職責及び義務を明確にしなければならない。

監督受託者は、委託協議の発効日から業務譲渡の完成日までの期間中、職責を履行しなければならない。譲渡受託者は、受託協議の発効日から譲渡受託段階の終了日までの期間内に職責を履行しなければならない。

監督受託者および譲渡受託者の報酬は、譲渡義務者が支払、報酬の金額およびその支払方法は、監督受託者および譲渡受託者の受託職責の履行の独立性および業務の効率を損なうものであってはならない。

第七条 監督受託者は、商務部の監督の下で、勤勉、職務を尽くすという原則に基づき、譲渡義務者から独立して、以下に挙げる職責を履行しなければならない。

(一) 譲渡義務者による本規定第12条に定める義務の履行を監督し、かつ、定期的に商務部に対して監督報告を提出す

中国独禁法における合併規制の動向（２・完）

ること。

- (二) 譲渡義務者の推薦する買主の候補者，締結予定の売却協議およびその他の関連協議等について評価を行い，かつ，商務部に対して評価報告を提出すること。
- (三) 売却協議およびその他の関連協議の執行を監督し，かつ，定期的に商務部に対して監督報告を提出すること。
- (四) 譲渡義務者と潜在買主との間で譲渡事項について生じる紛争の調和に責任を負い，かつ，商務部に対して報告を行うこと。
- (五) 商務部の要求に応じてその他業務譲渡に関連する公告を提出する。

監督受託者痛き協議において，監督受託者の上記の職責を明確に定めなければならない。

譲渡義務者は，監督受託者の上記職責の履行に対して必要な協力および便利を提供しなければならない。これは，監督受託者に対する譲渡業務の関係当事者の情報，譲渡業務の帳簿及び記録，譲渡義務者が潜在買主に提供する情報，潜在買主の情報，譲渡過程の進展および監督受託者が職責の履行に必要なその他の情報および協力等の提供を含む。

潜在買主とは，本規定第９条に規定する基準に合致し，かつ，譲渡義務者に対して譲渡業務を購入する意思を提出した事業者を指す。

監督受託者は，商務部の同意を経ずに，譲渡義務者に対してその職責の履行の過程で商務部に対して提出した各種の報告を開示してはならない。監督受託者は，その職責の履行の過程において知った商業秘密およびその他の秘密情報を守らなければならない。

第八条 譲渡受託者は、商務部の監督の下で、審査決定で定められた期限および方法に従い、適切な買主を見つけ、かつ、売却協議およびその他の関連協議を締結しなければならない。

譲渡義務者は、委託協議において、譲渡受託者に対して、独立して譲渡業務を処理する書面による授権を与えなければならない、かつ、譲渡受託者の職責の履行に必要な協力および便利を提供しなければならない。

譲渡受託者は、商務部の同意を経ずに、譲渡義務者に対してその職責の履行の過程における情報を開示してはならない。譲渡受託者は、商務部に対して定期的にその職責の履行の進展状況を報告し、かつ、その職責の履行の過程において知った商業秘密情報を守らなければならない。

第九条 譲渡業務の買主は、以下の要求に合致しなければならない。

- (一) 集中に参加する事業者から独立しており、当該事業者との間に実質的な利害関係が存在しない。
- (二) 必要な資源、能力を有し、かつ、被譲渡業務の維持および発展の意思を有する。
- (三) 譲渡業務の買取により競争を排除・制限する問題が生じない。
- (四) 譲渡業務の買取にその他の関連部門の認可が必要である場合、買主は、その他の監督管理機構の認可を取得する必要条件を備えていなければならない。

第十条 譲渡義務者が買主との間に締結する譲渡業務売却協議、過渡期協議等を含むいかなる協議も、審査決定に反する条項を含んではならない。

第十一条 商務部は、本規定第5条、第9条、第10条の規定に基づき、譲渡義務者の提出する監督受託者、譲渡受託者、譲渡業務買主の候補者、委託協議および締結予定の譲渡業務売却協議および

中国独禁法における合併規制の動向（２・完）

関連する協議等について評価を行い、これらが決定の要求に合致するよう確保する。商務部による上記評価の過程に必要な時間は、譲渡期限に計上しない。

商務部は、監督受託者および譲渡受託者の職責の履行状況に対して監督及び評価を行わなければならない。

第十二条 譲渡の完成前に、集中に参加する事業者は、以下に挙げる義務を履行し、譲渡業務の価値を確保しなければならない。

- (一) 譲渡業務とその他の業務との間の相互の独立を維持し、かつ、譲渡業務の利益に最も合致する方法により管理を行う。
- (二) 譲渡業務に不利な影響をもたらす可能性のあるいかなる行為も実施してはならない。これは、被譲渡業務の従業員の雇用、譲渡業務の商業秘密およびその他の秘密情報等の取得を含む。
- (三) 専門の管理人を指定して、譲渡業務の管理に責任を負わせ、かつ、第（一）、（二）号に定める義務を履行させる。管理人は、監督受託者の監督の下で職責を履行し、その任命および交代は、監督受託者の同意を得なければならない。
- (四) 潜在買主が公平かつ合理的な方法により譲渡業務に関する十分な情報を取得できるよう確保し、潜在買主が譲渡業務の価値、範囲および商業潜在力を評価することができるようにする。
- (五) 買主の要求に基づき、必要な協力及び援助を提供し、譲渡業務の順調な引継および安定した営業を確保する。
- (六) 買主に対して速やかに譲渡業務を引き継ぎ、かつ、関連する法律手続を履行する。

「事業者集中に関する審査弁法」第11条に定めるその他の制限

的条件の実施には、本規定の関連規定を参照して適用することができる。

外国投資者による国内企業の合併・買収に関する安全審査規定

中華人民共和國商務部
商務部公告2011年第53号
2011年08月25日公布

第一条 外国投資者が国内企業の合併・買収をする場合に、「外国投資者による国内企業の合併・買収に関する安全審査制度確立の通知」により、安全審査の範囲に該当する場合、外国投資者は商務部に合併・買収に関する安全審査の申請を提出しなければならない。

二名若しくは二名以上の外国投資者が共同で合併・買収を行う場合、共同で、または一名の外国投資者（以下「申請者」という）を確定し、商務部に合併・買収に係る安全審査の申請を提出することができる。

第二条 地方商務主管部門は、「外国投資者による国内企業の合併・買収に関する規定」、「外国投資企業の投資者持分変更に関する若干規定」、「外国投資者による国内投資に関する暫定規定」等の関連規定に基づき、合併・買収取引の申請を受理する際に、申請者が商務部に合併・買収に係る安全審査の申請を提出していない場合は、受理を中止し、5営業日以内に申請者に対して商務部に合併・買収安全審査の申請を提出するように書面で要求し、同時に、商務部に関連状況を報告しなければならない。

第三条 外国投資者が国内企業を合併・買収する場合、國務院関連部門、業界協会、同業企業および川上・川下企業が合併・買収に関する安全審査を行う必要があると認める場合、商務部に対して安

中国独禁法における合併規制の動向（２・完）

全審査を行うように発議することができ、その場合、発議者に対して、関連情況の説明書（合併・買収基本状況、国家安全に対する具体的な影響等）を提出することができる。商務部は利益関連者に対して関連する説明書を提出するように要求することができる。合併・買収に係る安全審査の範囲に該当する場合、商務部は５営業日以内に発議を連席会議に提出する。連席会議が合併・買収に係る安全審査が必要と判断する場合、商務部は本規定に基づき外国投資者に合併・買収に関する安全審査の申請を提出するように要求する。

第四条 商務部に合併・買収に関する安全審査を正式に申請する前に、申請者はその合併・買収に係るプロセス性の問題について商務部に協議の申請を提出し、事前に関連情況を協議することができる、その協議の予約は正式な申請のプロセスではなく、協議情況に拘束力と法的効力はなく、正式な申請を提出根拠とはしない。

第五条 商務部に合併・買収に関する安全審査を正式に申請する場合の提出資料は以下の通りである。

- (一) 申請者の法廷代表者またはその授権代表が署名した合併・買収に関する安全審査の申請書および取引状況説明書
- (二) 公証および法に基づき認証を受けた外国投資者の身分証明書あるいは登録登記証明書および資本信用証明書、法定代表者の身分証明書または外国投資者の授権代表委託書、受験代表の身分証明書
- (三) 外国投資者および関連企業（その実質支配者、一致行動者を含む）の情況用説明書、関連する国家政府との関連説明書
- (四) 合併・買収される国内企業に関する状況説明書、定款、営業許可証（コピー）、前年度の会計監査を受けた財務

諸表，合併・買収前後の組織機構図，投資先企業の情況説明書および営業許可証（コピー）

- (五) 合併・買収後に設立予定の外商投資企業に係る契約，定款またはパートナー協議書および各株主が委任する取締役会メンバー，招聘する総経理またはパートナー等の高級管理者の名簿
- (六) 持分の合併・買収取引の場合，持分譲渡協議書または外国投資者による国内企業の増資引受に関する協議書，合併・買収される国内企業の株主決議，株主総会決議，および相応する資産評価報告書を提出すること
- (七) 資産の合併・買収する場合，国内企業の権力機関または資産権保有者による資産売却同意に関する決議，資産買収協議書（買収予定資産のリスク状況を含む），協議書の各関係者についての状況，および相応する資産評価報告書を提出すること
- (八) 外国投資者が合併・買収後に保有する表決権が株主会若しくは株主総会，取締役会決議，パートナー事務の執行に与える影響についての説明書，国内企業の経営政策決定，財務，人事，技術等の実質支配権が外国投資者またはその国内外関連企業へ移転することに関するその他の状況説明書，および上述の状況と関連する協議書若しくは文書
- (九) 商務部が要求するその他の文書

第六条 申請者が提出した合併・買収に関する安全審査の申請文書に不備がなく，かつ法定の要求を満たしている場合，商務部は書面で申請受理を通知しなければならない。

合併・買収が安全審査の範囲に該当する場合，商務部は15営業日以内に，書面で申請者に告知し，かつ，それから5営業日以

中国独禁法における合併規制の動向（２・完）

内に外国投資者による国内企業の合併・買収に関する安全審査の部門関連席会議（以下、「連席会議」という）に対して審査を行うように提起する。

申請受理を書面で申請者に通知した日から15営業日以内において、申請者は合併・買収を実行してはならず、地方商務主管部門は合併・買収に関する審査・承認を行ってはならない。15営業日以後、商務部が申請者に書面で告知していない場合、申請者は関連する法律法規に基づき関連手続を行うことができる。

第七条 商務部は連席会議の審査意見書を受領後、5営業日以内に審査意見書を申請者（または当事者）、および合併・買収管理に責任を負う地方商務主管部門に書面で通知する。

- （一）国家安全に影響しない場合、申請者は「外国投資者による国内企業の合併・買収に関する規定」、「外国投資企業の投資者持分変更に関する若干規定」、「外国投資者の国内投資に関する暫定規定」等の関連規定に基づいて、相応する管理権限を有する関連主管部門で合併・買収に関する手続を行うことができる。
- （二）国家安全に影響を及ぼす可能性があり、かつ、合併・買収手続をまだ実施していない場合、当事者は取引を終了しなければならない。申請者が合併・買収の調整、申請文書の修正、かつ、再審査を経していない場合、合併・買収を申請・実施してはならない。
- （三）外国投資者による国内企業の合併・買収行為が国家安全に対して既に重大な影響を及ぼすまたは及ぼす可能性のある場合、連席会議の審査意見に基づき、商務部は関連部門と共同で、当事者による取引を終了させるか、あるいは関連する持ち分、資産を譲渡、またはその他有効的な措置を講じることにより、当該合併・買収行為によ

る国家安全への影響を取り除く。

- 第八条 商務部が連席会議へ審査を提起後、申請者が申告文書の訂正、合併・買収の取消または連席会議の要請に応じて補充提出、資料修正を行う場合、商務部に関連資料を提出しなければならない。商務部は申請報告書と関連文書を受領してから5営業日以内に連席会議に提出する。
- 第九条 外国投資者による国内企業の合併・買収に対しては、取引の実質内容と実際の影響の側面から、合併・買収に関する安全審査の範囲に該当するか否か判断しなければならない。商務部は申請報告書と関連文書を受領してから5営業日以内に連席会議に提出する。
- 第十条 外国投資者による国内企業の合併・買収が連席会議の審査に戻出されなかった、または連席会議が国家安全に影響しないと認めた場合において、その後に合併・買収の調整、関連協議文書の修正、経営範囲およびその他変化（国外実質支配者の変化等を含む）などの状況が発生したことにより、「外国投資者による国内企業の合併・買収の安全審査制度確立に関する通知」に規定される安全審査の範囲に該当することになった場合、当事者は関連する取引と活動を停止し、本規定により商務部に安全審査の申請を提出しなければならない。
- 第十一条 合併・買収に関する安全審査に参加する商務部主管部門、関連する単位とその人員は国家秘密、商業秘密およびその他秘密保持が必要な情報に対して秘密保持の義務を負わなければならない。
- 第十二条 本規定は2011年9月1日より実施する。

外国投資者による国内企業の合併に関する安全審査通知

国务院弁公庁2011第6号

2011年2月3日公布

神戸学院大学 王鋭 仮訳

一．外国投資者による合併の安全範囲

（一）安全審査の範囲

外国投資者による国内軍需産業および軍需産業関連企業、重要な軍事設備関連企業、および国防安全に関わるその他の範囲の合併。外国投資者による国家安全に関わる重要な農産品、エネルギーおよび資源、重要な基礎施設、運送サービス、精密技術、および重大な装備製造企業の合併、かつ外国投資者による実質的な支配権を取得する可能性を有する合併。

（二）外国投資者による国内企業の合併の諸形態

1. 外国投資者が国内企業の株主権或いは増資の取得により、当該国内企業を外資企業に変更設立すること
2. 外国投資者が国内外資企業の中国側の株主権或いは国内外資企業の増資を取得すること
3. 外国投資者が外資企業を設立し、その外資企業により国内企業の資産を協議買収・運営、或いは国内企業の株主権を獲得すること
4. 外国投資者が直接的に国内企業の資産を獲得し、その資産で外資企業を設立・運営すること

（三）外国投資者の国内企業の合併による支配株主或いは実質的な支配者となる諸形態

1. 合併後、外国投資者およびその支配親子会社で、持株総額が50%超であること
2. 合併後、複数の外国投資者の持株の合計総額が50%超であること

3. 合併後、外国投資者の持株総額が50%未満の場合、その株主議決権により、株主総会および取締役会の決議に重大な影響を与えること
4. 国内企業の経営政策、財務、人事、技術等の実質的支配権を外国投資者への移転、その他の状況

二. 合併に関する安全審査内容

- (一) 合併による、国防安全（国防需要となる国内商品の生産能力、サービス能力、および関連設備施設を含む）に対する影響
- (二) 合併による、国家経済の安定に対する影響
- (三) 合併による、社会基礎生活の秩序に対する影響
- (四) 合併による、国家安全に関わる精密技術の研究開発能力に対する影響

三. 合併に関する安全審査の構造

- (一) 外国投資者による国内企業の合併に関する安全審査部⁽⁷⁶⁾際⁽⁷⁶⁾ 联席会議（以下、「联席会議」という）制度を設ける。合併に関わる安全審査の具体的な業務を担う。
- (二) 联席会議にて、発展改革委および商務部の指導により関連部門と、外国投資の合併に関わる事業分野および領域に対し安全審査を行う。
- (三) 联席会議の主要な職務は、外国投資者による国内企業の合併に関する国家安全の影響を分析すること、外国投資者による国内企業の合併に関する重大な問題に対する研究および協議することおよび外国投資者の合併の安全を審査・決定することである。

(76) 国務院に署名以外の各関連部門の連合会議で、国務院の業務を補助する。

四. 合併に関する安全審査の手順

- (一) 外国投資者により国内企業を合併する場合、外国投資者は、「安全審査規定」に基づき、商務部に届出を提出しなければならない。当該合併が、安全審査範囲内に属する場合、商務部が5営業日以内に聯席会議にて審査を申請する。
- (二) 安全審査範囲外の合併は、関連部門、全国性事業協会、同業企業および川上・川下企業が安全審査の必要があると判断される場合、商務部を通じて安全審査意見を提出し、聯席会議が認めた場合、審査を決定することができる。
- (三) 聯席会議は、商務部により申請された安全審査に対し、まず、一般審査をすることとなる。一般審査に通らなかった結合事案に対し、特別審査を行う。外国投資者は、聯席会議に安全審査に関する必要な材料、情報の提出および調査を協力しなければならない。聯席会議は、5営業日以内、書面で関連部門に意見書を求める。関連部門が意見書を受けたら、20日営業日以内にその意見書を作成しなければならない。なお、すべての関連部門は、当該企業結合による国家安全に影響がないと判断される場合、特別審査を行わない。聯席会議はすべての書面意見を受けた5営業日以内に審査意見を提出し、書面により商務部に通知する。
ただし、いずれかの1つの関連部門が、当該企業結合により国家安全に影響の可能性があると判断する場合、聯席会議がその意見書を受けて5営業日以内に特別審査を行うことになる。
聯席会議は、当該企業結合の安全性を評価し、そして、評価意見を考慮しつつ審査を行い、評価意見が一致した場合、聯席会議により審査意見を提出し、書面で商務部に通知することになる。評価意見に重大な相違があった場合、特別審査開始から60営業日以内に終了させ、あるいは国务院に決定を求めることになる。
- (四) 安全審査中に、合併申告人は、商務部に申告案内容を訂正および

撤回を申請することができる。

- (五) 安全審査の意見は、商務部が申告人に書面で通知することとなる。
- (六) 外国投資者による国内企業合併は、国家安全に重大な影響を与えるおよび与える可能性がある場合、聯席会議が商務部、かつ関連部門に当該合併を中止、或いは関連株主権および資産の譲渡などの有効な措置を設けさせ、国家安全に対する影響を排除することを要求しなければならない。

五. その他の規定

- (一) 各関連部門が責任感を高め、国家秘密および商業秘密を厳守し、業務効率を高め、対外開放の拡大により外資の利用を高めると同時に、外国投資による合併が健全的に発展を遂行し、国家安全を維持する。
- (二) 外国投資者による国内企業の合併は、新規固定資産の投資に関わる場合、国家固定資産の投資管理規定に基づき項目確定を行うこととする。
- (三) 外国投資者による国内企業の合併は、国有資産権の変更に関わる場合、国家国有資産管理に関する規定に基づき変更を行うこととする。
- (四) 外国投資者による国内金融事業の合併に関する安全審査は、別途に規定する。
- (五) 香港、マカオ、台湾の投資者による国内企業の合併は、本通知の規定を参照する。
- (六) 外国投資者による国内企業の合併に関する安全審査は、本通知を公布して30日後実施する。

国務院弁公庁

2011年2月3日

参考文献目次

著書

1. 林秀弥『企業結合規制—独占禁止法による競争評価の理論』商事法務，2011年
2. 馮江『中国企業併購的反壟断弁護士実務』法律出版社，2012年
3. 呉炯『中華人民共和国反壟断法解説』中国工商出版社，2007年
4. 李春綱『中国式收購』科学出版社，2011年
5. 韓偉『経営者集中附条件法律問題研究』法律出版社，2013年
6. 滝川敏明『日米 EU の独禁法と競争政策』青林書院，2006年
7. 田中裕明＝久保成史『独占禁止法講義』中央経済社，2010年
8. 楊東『中国の M&A 法制—制度運用の実証分析』中央経済社，2007年
9. 辛憲章ほか『国際貿易事例精選精析』中国社会科学出版社，2008年
10. 村上政博『日本の独占禁止法』商事法務，2003年
11. 岩田勝雄『現代政界経済と日本』桜井書店，2008年
12. 金井貴嗣ほか『独占禁止法』弘文堂，平成16年
13. 越智保見『欧米独占禁止法の解説—判例分析と理論の比較—』商事法務研究会，2000年
14. 服部育生『比較・独占禁止法（第7版）』泉文堂，2002年
15. 小川正雄＝高橋岩和『アジアの競争法と取引法制』法律文化社，2005年
16. 伊従寛ほか『APEC 諸国における競争政策と経済発展』中央大学出版社，2002年
17. 伊従寛ほか『独占禁止法の理論と実務』青林書院，2000年
18. 関下稔『多国籍企業の海外子会社と企業間提携—スーパーキャピタリズム—』文眞堂，2006年
19. 田中美穂『多国籍企業の法的規制と責任』大阪大学出版会，2005年
20. 竹田志郎『多国籍企業の競争行動』文眞堂，2006年
21. 石川明『国際経済法と地域協力』信山社，2004年
22. 高木喜孝ほか『中国の WTO 加入と法整備』明石書店，2008年
23. 経済産業省経済産業政策局競争環境整備室『M&A 新時代における企業結合規制—独禁法ガイドライン2007年改定の沿革』経済産業調査会，2007年
24. 中東正文『企業結合法制の実践』信山社，2009年
25. 上杉秋則ほか『独占禁止法による M&A 規制の理論と実務—企業結合のためのガイダンス』商事法務，2010年
26. 池田千鶴『競争法における合併規制の目的と根拠—EC 競争法における

- 混合合併規制の展開を中心として』商事法務, 2008年
27. 滝川敏明『貿易摩擦と独禁法』有斐閣, 1994年
 28. 岸井大太郎ほか『経済法—独占禁止法と競争政策』有斐閣, 2013年
 29. 石黒一憲「企業の多国籍化に伴う法的諸問題—研究展望—」『企業の多国籍化と法Ⅰ多国籍企業の法と政策』三省堂, 1986年
 30. 小寺彰「多国籍企業と行動指針—多国籍企業行動指針の背景とその機能—」『企業の多国籍化と法Ⅰ多国籍企業の法と政策』三省堂, 1986年
 31. 中津孝司『米中協調の世界経済』同文館, 平成22年
 32. 植松勲『事例解説独占禁止法ガイドライン総集編』判例タイムズ, 1998年
 33. 森本滋『企業結合法の総合的研究』商事法務, 2009年
 34. 清河雅孝ほか『中国会社法施行後の合弁企業—その理論と実務—』商事法務研究会, 平成7年
 35. 稗貫俊文・編集『競争法の現代的諸相(上)(下)—厚谷襄児先生古稀記念論集—』信山社, 2005年
 36. 遠藤美光ほか『企業結合法の現代的課題と展開』商事法務, 2002年
 37. 栗山誠『実務研究競争法』商事法務, 2004年
 38. 王黎明=沈君『反壟断: 从国別走向世界』山東人民出版社, 2007年
 39. 陳玉玲『中国独占禁止法の若干問題点を分析』2006年
 40. 倪振峰『競争法案例教程』复旦大学出版社, 2005年
 41. 呂明瑜『競争法』法律出版社, 2004年
 42. 孔祥俊『反不正当競争法の適用与完善』法律出版社, 1998年
 43. 孔祥俊『中国现行反壟断法理解与适用』人民法院出版社, 2001年
 44. 全国人大常務委法制工作委員会経済法室『中華人民共和國反壟断法—条文説明・立法理由及相關規定』北京大学出版社, 2007年
 45. 孫効敏『外資合併境内企業監管研究』北京大学出版社, 2010年

雑誌・論文

46. 池田毅「水平型および垂直型の企業結合がいずれも審査され、垂直型市場閉鎖の懸念を払拭する措置が採られた事例」『Jurist』No. 1455, June 2013年
47. 林秀弥「企業結合の正式審査において排除措置命令を行わないとされた事例—新日本製鐵と住友金属工業の合併計画に関する審査結果」『Jurist』No. 1453
48. 宮井雅明「金融商品取引間の統合と競争政策—株式会社東京証券取引所グループと株式会社大阪証券取引所の統合計画に関する審査結果」『NBL』

中国独禁法における合併規制の動向（2・完）

No. 995, 2013年

49. 根岸哲「大建工業(株)による C&H (株)株式取得計画に関する審査結果について」『NBL』No. 1008, 2013年
50. 栗田誠「家電量販店の株式取得による統合と独占禁止法—株式会社ヤマダ電機による株式会社ベスト電器の株式取得計画に関する審査結果」『NBL』No. 1006, 2013年
51. 遠藤誠「中国独禁法の事業者集中（企業結合）に関する条件付承認決定の新たな一事例—丸紅による Gavilon 買収案件」『NBL』No. 1002, 2013年
52. 村上政博「企業結合規制の実体ルールと企業結合ガイドライン【上】【下】」『国際商事法務』Vol. 40, No. 8, No. 9, 2012年
53. 中川裕茂「中国独占禁止法に基づく企業結合届出審査の近時の遅滞と統計」『国際商事法務』Vol. 41, No. 1, 2013年
54. 東出浩一「競争政策の動向と課題」『NBL』No. 968, 2012年
55. 汪志平「中国における国有企業活性化策としての M&A」, 『証券経済法学会年報』第33号, 1998年
56. 酒井享平「中国独占禁止法の制定・施行—外国企業のビジネスや投資や貿易に与える影響—」『日本国際経済法学会年報』第18号, 2009年
57. 谷原修身「中華人民共和国独占禁止法の検討—日米の独禁法的視点による分析—」, 『青山法学論集』青山学院大学法学会, 第50巻4号, 2009年
58. 王達=韓曉非「中国における反独占法の現状およびその立法に関する提案」, 『国際商事法務』国際商事法務研究所, Vol 33, No. 5, 2005年
59. 増田由希子=デービット・リプタール=林華偉「中国における独占禁止規制の強化—現行の規制と独占禁止法草案の分析」, 『NBL』商事法務研究会, No. 803, 2005年
60. 劉新宇「中国独占禁止法施行後初の集中禁止事例—匯源を「飲む」ことができなかったコカ・コーラ社」, 『NBL』商事法務研究会, No. 903, 2009年
61. 酒井享平「中国独占禁止法の制定・施行—外国企業のビジネスや投資や貿易に与える影響—」, 『日本国際経済法学会年報』法律文化社, 18号, 2009年
62. 川島富士雄「中国独占禁止法～執行体制・実施規定・具体的事例～（上）（中）（下）」, 『国際商事法務』商事法務研究会, Vol. 37, No. 3, No. 6, No. 7, 2009年
63. 戴龍「最近の事件から見る中国独占禁止法の企業結合の運用」日本経済法学会年報, 『不公正な取引方法規制の再検討』日本経済法学会, 第30号（通巻52号）, 2009年
64. 山田香織「中国独禁法～企業結合関係ガイドラインから読み取れる法運

- 用の見通しと日本企業への影響～),『国際商事法務』商事法務研究会, Vol. 37, No. 4, 2009年
65. 石黒一憲「ボーダーレス・エコノミーへの法的視座 第15回我が国独禁法の域外適用への基礎的考察」,『貿易と関税』日本関税協会, 1992年
66. 松下満雄「日本独占禁止法の域外適用の最近の事件」,『国際商事法務』商事法務研究会, Vol 26, No 11, 1998年
67. 公正取引委員会事務局編「独占禁止法涉外問題研究報告書」,『ダンピング規制と競争政策独占禁止法の域外適用』大蔵省印刷局, 1992年
68. 吉井文夫＝遠藤厚志「エム・ディ・エス・ノーディオン・インコーポレイテッドによる独占禁止法違反事件について」,『公正取引』公正取引協会, 579号, 1999年
69. 横溝大「涉外判例研究第554回」,『ジュリスト』有斐閣, 1390号, 2009年
70. 金井貴嗣「外国事業者の私的独占に対する勧告審決」,『ジュリスト』有斐閣, 1152号, 1999年
71. 川濱昇ほか「〈座談会〉最近の独占禁止法違反事件を巡って」,『公正取引』公正取引協会, 692号, 2008年
72. 白石忠志「自国の独禁法に違反する国際事件の範囲(上)(下)」,『ジュリスト』有斐閣, 1103号, 1996年
73. 栗山誠「国際企業活動に対する競争法規制」,日本国際経済法学会年報,『多国籍企業の法的規制』法律文化社, 第4号, 1995年
74. 龔驍毅「中国反不公正競争法とその運用状況」,『公正取引』公正取引協会, 678号, 2007年
75. 戴龍「中国における独占禁止法立法の現状」,『公正取引』公正取引協会, 678号, 2007年
76. 高重迎＝鈴木満「2008年施行の中国独禁法の主な内容と特徴」,『公正取引』公正取引協会, 685号, 2007年
77. 姜姍「中国独占禁止法の概要」,『公正取引』公正取引協会, 688号, 2008年
78. 松下満雄「中国独占禁止法についてのコメント」,『公正取引』公正取引協会, 688号, 2008年
79. 田平恵「日・米・欧の企業結合審査における問題解消措置設計」,『同志社法学』同志社法学会, 第60巻1号, 2008年

ホームページ・資料

80. 2008-11-18 中華人民共和国商務部公告2008年第95号

中国独禁法における合併規制の動向（2・完）

- <http://fldj.mofcom.gov.cn/article/ztxx/200811/20081105899216.shtml>
81. 2009-9-28 中華人民共和國商務部公告2009年第76号
<http://fldj.mofcom.gov.cn/article/ztxx/200909/20090906540211.shtml>
82. 2009-9-29 中華人民共和國商務部公告2009年第77号
<http://fldj.mofcom.gov.cn/article/ztxx/200909/20090906541443.shtml>
83. 2009-4-28 中華人民共和國商務部公告2009年第28号
<http://fldj.mofcom.gov.cn/article/ztxx/200904/20090406198805.shtml>
84. 2009-3-18 中華人民共和國商務部公告2009年第22号
<http://fldj.mofcom.gov.cn/article/ztxx/200903/20090306108494.shtml>
85. 2009-10-30 中華人民共和國商務部公告2009年第82号
<http://fldj.mofcom.gov.cn/article/ztxx/200910/20091006593175.shtml>
86. 2013-08-26 中華人民共和國商務部公告2013年第61号
<http://fldj.mofcom.gov.cn/article/ztxx/201308/20130800269821.shtml>
87. 2013-04-22 中華人民共和國商務部公告2013年第22号
<http://fldj.mofcom.gov.cn/article/ztxx/201304/20130400100376.shtml>
88. 2012-05-19 中華人民共和國商務部公告2012年第25号
<http://fldj.mofcom.gov.cn/article/ztxx/201205/20120508134324.shtml>
89. 2012-03-02 中華人民共和國商務部公告2012年第9号
<http://fldj.mofcom.gov.cn/article/ztxx/201203/20120307993758.shtml>
90. 2013-08-8 中華人民共和國商務部公告2013年第58号
<http://fldj.mofcom.gov.cn/article/ztxx/201308/20130800244176.shtml>
91. 公正取引委員会：<http://www.jftc.go.jp>
92. 中華人民共和國外交部：<http://fmprc.gov.cn/chn/gxh/tyb/>
93. 中国商務部：<http://www.mofcom.gov.cn/>
94. 中国商務部反壟斷局：<http://fldj.mofcom.gov.cn/>
95. 公正取引委員会（中国独占禁止法解釈）
<http://www.jftc.go.jp/worldcom/html/country/china2.html>

辞典・法律

96. 宇野和夫＝呉川編『中日辞典一新語・情報篇一』小学館，2008年
97. 内閣法制局 法令用語研究会編『法律用語辞典（1993年版）』有斐閣
98. 『中華人民共和國外資企業法』2000年10月31日施行
99. 『中華人民共和國中外合資經營企業法』2001年3月15日施行
100. 『中華人民共和國外資企業法實施細則』2001年4月12日修正
101. 『中華人民共和國對外貿易法』2004年7月1日施行
102. 日本貿易振興機構（ジェトロ）上海センター編『中華人民共和國對外貿

易法』日本語訳編

103. 『中華人民共和国反壟断法』2008年8月1日施行
104. 公正取引委員会『中華人民共和国独占禁止法』日本語訳編
105. 『企業結合届出の基準に関する規定』2008年8月3日施行
106. 『関連市場の画定に関する指針』2009年5月24日施行
107. 『企業結合における資産・業務分離に関する暫定規定』2010年7月5日施行
108. 『市場支配的地位の濫用行為の禁止に関する規定』2011年1月14日施行
109. 『外国投資者による国内企業の合併・買収に関する安全審査制度の通知』2011年2月3日公布
110. 『事業者結合による競争への影響の評価に関する暫定規定』2011年8月29日施行
111. 『外国投資者による国内企業の合併・買収に関する安全審査制度の規定』2011年9月1日施行